

総務省公害等調整委員会

ちやうせい

平成31年2月

第96号





フォトコーナー



▲近江町市場、香箱ガニ（雌ズワイガニ）の解禁
（写真提供：石川県金沢市）



▲金沢城に臨む、1月金沢市消防出初式
（写真提供：石川県金沢市）



▲国立障害者リハビリテーションセンター内
いちょう並木
（写真提供：埼玉県所沢市）



▲坂本龍馬像
（写真提供：高知県高知市）

目 次

フォトコーナー

年頭の挨拶 1
 公害等調整委員会委員長 荒井 勉 ※

特集記事「国と地方の連携」

公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議 3
 公害等調整委員会事務局 ※

ネットワーク

最前線紹介 安心して暮らせる環境を 27
 高知県高知市環境部環境保全課

がんばってまーす 規制対象外の公害苦情 29
 埼玉県所沢市環境クリーン部環境対策課 眞田 郁央

がんばってまーす 自治体担当者の私たちにもできること 31
 石川県金沢市環境局環境指導課 木谷 直隆

公調委レポート

鉄道騒音の現状 34
 公害等調整委員会事務局 公害紛争処理制度研究官 田口 和也

平成 29 年度公害苦情調査の結果報告 41
 公害等調整委員会事務局 ※

公害等調整委員会の動き 54
 1 審問期日の開催状況（平成 30 年 10 月～12 月）
 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成 30 年 10 月～12 月）
 公害等調整委員会事務局 ※

都道府県公害審査会の動き 57
 受付・終結事件の概要（平成 30 年 10 月～12 月）
 公害等調整委員会事務局 ※

公害紛争処理制度に関する相談窓口

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真

雪降る、ひがし茶屋街（写真提供：石川県金沢市） <関連 P31>

金沢、浅野川の東岸に佇む、ひがし茶屋街。江戸時代の面影を残し、京都の祇園と並び、茶屋町として重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。石畳が続く路の両側には、木虫籠（きむすこ）と呼ばれる細い出格子を構えた茶屋が連なり、内では客が外を気にせず、芸妓の踊りや三味線などのお座敷芸を楽しめる遊興の場あるいは社交の場となっていました。今もこれらは保存、継承され、冬に訪れれば外の雪と紅殻（べんがら）、内の白粉と紅、時を越えてどちらにもときめくことができます。

年頭の挨拶

公害等調整委員会委員長 荒井 勉

1 明けましておめでとうございます。昨年は、西日本豪雨をはじめ、大阪、北海道胆振東部等では大地震など、自然災害が相次ぎました。漢字一文字に表すと「災」、新語・流行語大賞においてはトップテンの中に「災害級の暑さ」も選ばれたところ
です。

地方公共団体の皆様方におかれては、自然災害への対応に大変ご苦労された1年
だったと言えましょう。

2 昨年末には、全国の公害苦情の受付状況や処理状況などの実態を、皆様のご協力を
頂き、取りまとめ、「平成29年度公害苦情調査」として結果を公表致しました。調査結果によりますと、直接処理がなされた典型7公害の苦情について、処理の期
間は、1週間以内が全体件数の2/3、1ヶ月以内が3/4となっており、住民の
ニーズの迅速に対応していただいている結果が表れております。

住民から寄せられている公害苦情は、その多くが公害紛争の前段階あるいは初期
段階でもあり、窓口での苦情への初期対応が極めて重要となります。苦情相談での
対応は、仮りに苦情相談では解決せず、このまま放置すれば問題が大きくなる場合
等には、都道府県公害審査会等の「調停」や国の公害等調整委員会の「裁定」を適
切に紹介していただくなど、制度全体の連携にとっても重要な役割を担っているも
のであります。

3 都道府県公害審査会等の公害紛争については、平成29年度、41件を新規に受け
付け、前年から引き継いだ事件と併せて80件が係属し、うち同年度中に43件が終
結しております。調停成立事案については、当事者双方の互譲を促すに当たり、審
査会等の委員や事務局の皆様が様々な工夫をされていたり、残念ながら打切りとな
った事例においても、粘り強く双方に働きかけていらっしゃるなど、多大のご尽力
を頂いているものと承知しております。

4 このため、当委員会としては、「公害紛争処理連絡協議会」、「公害紛争処理関係
ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」などにおいて、最新の公害紛
争事例の調査・分析の結果をはじめ、公害紛争処理をめぐる様々な論点、公害紛争
の動向、公害苦情処理の実情等について、情報共有や解決方法の検討などを行って
まいりました。各地方公共団体における研修会や講習会、あるいは説明会などへも、
要望に応じて、当委員会の職員や公害苦情相談アドバイザーを派遣してまいりまし
た。

本年も引き続き、公害苦情と公害紛争の処理という制度の両輪がうまく機能するように、市区町村、都道府県と国との情報共有・連携強化に一層努めてまいりたいと思っております。

- 5 また、公害問題の解決に向けた窓口として、市区町村、都道府県、国の3つの相談・申請先があることについては、まだまだ認知が足りない部分もあるのではないかと、常々感じております。当委員会としては、去年は、月刊広報誌『総務省』への掲載をはじめ、環境分野の業界誌への寄稿、政府広報オンライン（インターネットテキスト広告）や首相官邸メールマガジンなどの広報を行いました。

本年早々にも、ラジオ番組（FM系全国ネット）での広報番組、法曹向け業界誌や地方公共団体向け判例雑誌等への寄稿など、地道に広報活動を進めて参ります。

- 6 さらには、公害担当部門以外の関係機関との連携・広報の観点から、各裁判所への原因裁定嘱託制度等の説明、各都道府県の弁護士会や日本司法支援センター（法テラス）、総務省行政相談センター等との情報・意見交換などを行っており、本年も様々な関係機関を訪問することとしております。

- 7 今年は「平成最後の年」となりますが、これまで当委員会が公害紛争の迅速・適正な解決を図る役割を果たせたのも、市区町村、都道府県の担当部局の方々のご理解、ご協力があったからこそと存じます。これからの新しい時代においても、国民、住民のため、より良い社会のため、公害紛争処理制度を適切に運用してまいりたいと思っておりますので、引き続き皆様のご支援をお願いいたします。

最後に、今年が皆様にとっても素晴らしい年でありますよう祈念いたしまして、私からの年頭の挨拶といたします。

特集記事「国と地方の連携」

公害紛争処理関係ブロック会議 公害苦情相談員等ブロック会議

平成30年度は「国と地方の連携」をテーマに特集記事を連載（全4回）しています。最終回として本号では、昨年10～11月に開催された公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議について御紹介します。

○ 公害等調整委員会が行っている2つのブロック会議

公害等調整委員会（以下「公調委」）では毎年秋に公害紛争処理関係ブロック会議と公害苦情相談員等ブロック会議を開催しています。

公害紛争処理関係ブロック会議

各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、都道府県における公害紛争の動向等について情報交換を行うもので、公害紛争処理事務の円滑な実施に資することを目的としています。

公害苦情相談員等ブロック会議

原則として人口10万人以上の市及び特別区（※1）の公害苦情相談担当者を対象に、公害苦情相談の動向等について情報交換を行うもので、公害苦情相談の適切な処理の促進に資することを目的としています。



公害苦情相談員等ブロック会議での少人数グループ討議

公調委では、これらの会議を通じて、国（公調委）、都道府県（公害審査会等）、市区町村等（公害苦情処理担当）の連携のより一層の促進を図っているところです。

（※1）開催県内の市町村については、人口に関係なく参加可能です。

本年度のブロック会議

本年度は、下表のとおり「第49回公害紛争処理関係ブロック会議」（都道府県）及び「第43回公害苦情相談員等ブロック会議」（市・特別区）を開催しました。公害紛争処理・公害苦情相談に関する事例研究や少人数グループ討議、外部の有識者や公調委が委嘱している公害苦情相談アドバイザーによる講演などの様々なプログラムにより、公害紛争処理や公害苦情処理に従事されている参加者の皆様にとって、それぞれの業務に資することができたものと考えております。

ブロック名(※2)	平成 30 年度			
	第 49 回公害紛争処理関係 ブロック会議 (都道府県)		第 43 回公害苦情相談員等 ブロック会議 (市・特別区)	
	開催県	日程	開催市	日程
北海道・東北	福島県	11/20(火)	福島市	11/20(火)
関東・甲信越・静岡	神奈川県	10/25(水)	横浜市	10/25(水)～26(木)
東海・北陸	愛知県	10/26(金)	名古屋市	10/26(金)
近畿	和歌山県	10/31(水)	和歌山市	10/31(水)
中国・四国	広島県	11/15(木)	広島市	11/15(木)～16(金)
九州・沖縄	福岡県	11/8(木)	福岡市	11/8(木)

(※2)各ブロックの構成は以下のとおりです。

北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東・甲信越・静岡ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

東海・北陸ブロック：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

本年度のブロック会議のプログラム

各ブロックで、2つのブロック会議及びその合同開催会議の、3つの会議が行われましたが、それぞれの会議で、公害紛争処理や公害苦情処理業務に資するプログラムを多く実施しました。また、参加者の業務経験年数の長短にかかわらず、全ての参加者が積極的に会議に参加できるよう、少人数グループによる討議も行っています。プログラムの全体については別紙1をご覧ください。

(1) 公害紛争処理関係ブロック会議で取り上げた紛争処理事例及び質問事項

都道府県で公害紛争処理を担当されている職員が参加し、公調委の職員も交えて行う公害紛争処理関係ブロック会議では、都道府県の公害審査会等が取り扱った様々な紛争事件の処理事例が報告され、また、多くの質問事項がよせられました。参加者には資料を事前配布し読み込んでいただくことで、会議では、参加者それぞれの実務に資する議論が行われました。ここでは、その一部（表題のみ）を御紹介します。

① 公害紛争処理事例

- ・近隣店舗の業務用冷蔵庫及び空調室外機からの騒音、低周波音並びに来店する業者等の自動車エンジン音等の騒音による健康被害(不眠等)にかかる調停事件
- ・近隣マンションの機械式駐車場の稼働音等による健康被害(不眠等)にかかる調停事件
- ・近隣建物の解体工事に伴う大気汚染(粉じん)、騒音、振動による財産被害(家屋亀裂等)及び健康被害(不眠等)にかかる調停事件
- ・風力発電施設からの騒音による健康被害(不眠)にかかる調停事件
- ・近隣の飲食店からの悪臭、騒音による健康等被害(不眠、経済的損失等)にかかる調停事件

② 公害紛争処理にかかる質問事項等

- ・調停運営事務手続方法等の確認について
- ・都道府県の公害紛争事件における専門委員の任命について
- ・相隣関係トラブルを伴う調停が成立となった事案について
- ・調停成立の可能性を高めるための留意点、工夫等について
- ・都道府県(公害紛争処理担当)と市区町村(公害苦情処理担当)との連携について

(2) 公害苦情相談員等ブロック会議の少人数グループによる討議で取り上げた公害苦情処理事例及び質問事項

公害苦情相談員等ブロック会議では、全ブロックで少人数によるグループ討議が取り入れられています。原則として異なる都道府県の市区町村の担当者5～8人程度の

グループで、それぞれ、実際にあった公害苦情処理の事例について討議を行っています。討議後は結果を発表していただくとともに、公害苦情相談アドバイザー(※3)が講評を行います。(アドバイザーは討議中も各グループを巡回してアドバイスをを行います。)

(※3) 公害苦情相談アドバイザー：

公調委では、地方公共団体の公害苦情相談員等に対して、公害苦情処理等に関する的確な助言を行うことを目的として、長年、地方公共団体において公害苦情相談業務に従事されてきた方々に、公害苦情相談アドバイザーを委嘱しています。詳細については、「ちょうせい」第93号(平成30年5月)に掲載していますので、ご覧ください。

少人数グループ討議は、ブロック会議全体の中でも、参加者からの評価が高いプログラムの一つで、この討議を通じて公害苦情処理業務にかかる知見や問題点を自治体間で共有していただくとともに、各自治体の公害苦情処理担当者の連携強化にもつなげていただきたいと思います。

なお、討議で取り上げることができなかった事例や質問事項については、参加市区町村等とアドバイザーによるコメントを付して、全ての参加者に資料として配布しています。

ここでは、会議で取り上げた事例及び質問事項の一部(表題のみ)を御紹介します。

① 公害苦情処理事例

i) 大気汚染事例

- ・ 小型焼却炉の焼却に伴う苦情
- ・ ピザ屋の窯から煤や油の飛散

ii) 水質汚濁事例

- ・ 原因が特定できない河川の白濁
- ・ 事業所排水による魚のへい死

iii) 騒音事例

- ・ 発生源が特定できない騒音
- ・ 住所、連絡先を伏せた陳情者からの騒音苦情
- ・ 低周波音に関する騒音苦情や測定要望

iv) 振動事例

- ・ 幹線道路の振動
- ・ 解体工事に伴う振動

v) 悪臭事例

- ・ 畜産農家からの悪臭

- ・コインランドリーの排気による悪臭
- ・薪ストーブの悪臭苦情への対応
- ・カレーの臭気に対する苦情

vi) 典型7公害以外の苦情

- ・テニスコートの照明による光害
- ・空地の雑草繁茂に対する苦情対応

② 公害苦情処理にかかる質問事項等

i) 大気汚染苦情にかかる質問事項等

- ・野外焼却
- ・屋外にある堆積場からの粉じん

ii) 水質汚濁苦情にかかる質問事項等

- ・コインランドリー店の排水
- ・堆肥置き場からの汚水



公害苦情相談員等ブロック会議での少人数グループ討議

iii) 騒音苦情にかかる質問事項等

- ・発生源不明の騒音（低周波音）
- ・隣接自治体との境界部における苦情の対応方法について
- ・家庭用ヒートポンプ給湯器等から生じる運転音・振動による苦情への対応

iv) 悪臭苦情にかかる質問事項等

- ・畑にまく堆肥や飼料製造に伴う臭気
- ・悪臭発生源の特定できない事業所への指導
- ・豚舎からの悪臭

(3) 公害紛争処理制度の説明及び裁定事件事例紹介について

公調委からは、2つのブロック会議の参加者が一堂に会する合同開催会議において、公害紛争処理制度の説明と、公調委が行う裁定手続の概要等について実際の裁定事件の事例を参考にしつつ紹介しています。合同開催会議の場で説明することで、公害紛争処理制度と公害苦情相談業務の関係性についての共通理解を促進するとともに、裁定制度を理解していただくことで、都道府県での紛争処理や、市区町村等での苦情処理の参考としていただきたいと思います。

公害紛争処理制度等についての説明資料は別紙2及び3を、裁定手続の概要等の紹介資料は別紙4をご覧ください。

(4) 公害苦情相談アドバイザー等による講演について

合同開催会議では、外部の有識者や公調委が委嘱している公害苦情相談アドバイザーによる講演を行っています。内容は、公害苦情処理全般に関するものや、騒音や振動、あるいは悪臭といった個別の公害に関する苦情処理に関するもの等を取り上げています。公害苦情処理の担当者には日頃の公害苦情処理業務の参考としていただくとともに、都道府県の公害紛争処理担当者にも聴いていただくことで、公害紛争処理と公害苦情処理との関連性について認識していただくきっかけとなれば、と考えています。

ここでは、本年度のブロック会議において行われた公害苦情相談アドバイザーによる講演（2件）の資料（抜粋）を紹介いたします。別紙5及び6をご覧ください。



合同会議での、公害苦情相談アドバイザーによる講演

ブロック会議参加者等の声

(1) アンケートの結果から

公調委では、今後のブロック会議等の参考とするため、すべてのブロック会議において、参加者アンケートを実施しています。ここでは、そのアンケートの結果から、参加者の声を御紹介します。

① 公害紛争処理関係ブロック会議及び合同開催会議に参加した都道府県職員から

i) 公害紛争処理関係ブロック会議について

- ▶ 他の都道府県で取り扱った調停事例の研究や、他の都道府県や公調委との意見交換が参考となった。
- ▶ 調停相談から調停申請への導き方、相談者に対する助言方法・内容、事案の進め方に関する留意点について、更に議論したい。

ii) 合同開催会議について

- ▶ 公調委による裁定手続の概要についての説明が参考となった。

- ▶ 公害苦情相談アドバイザーによる講演は、公害紛争処理との関連からも参考となった。
- ▶ アドバイザーの講演で、公害苦情の処理事例をもっと取り上げてほしい。

iii) その他の御意見、御要望

- ▶ 全体として有意義な会議であった。
- ▶ 管内自治体向けの研修会や講習会を開催したいと考えているが、その参考のため、同様の研修会等を既に開催している都道府県から、その実施内容について紹介してほしい。

② 公害苦情相談員等ブロック会議及び合同開催会議に参加した市区町村等職員から

i) 公害苦情相談員等ブロック会議について

i-1: 少人数グループ討議について

- ▶ 他自治体の公害苦情処理や、経験豊富な方の話が聞けて、参考になった。
- ▶ 多くの自治体との間で、公害苦情処理に関する同じような悩みを共有できたことに安心した部分がある。
- ▶ 困難事例の共有により、ブロック内での自治体間の繋がりができたと思う。
- ▶ 事例研究や質問事項についての少人数グループによる討議の時間や討議する件数を増やしてほしい。

i-2: 質問事項等に対する参加自治体やアドバイザーによる回答等について(※4)

- ▶ 自身の自治体での苦情事例や質問事項に対して、多くの自治体やアドバイザーからのコメントや回答をいただくことができて、ありがたかった。
- ▶ 会議に参加する前に、質問事項等への回答等を作成するため、予め勉強することも多く、とても有益な経験となった。

(※4) 公調委のブロック会議では、参加自治体から提出していただいた事例や質問事項に対して、他の参加自治体やアドバイザーからのコメント・回答を事前に作成・提出していただいています。会議では、そのコメント・回答を付した資料を配布しています。

ii) 合同開催会議について

- ▶ 裁定手続について知ることができた。公害苦情処理の参考になった。
- ▶ 公害紛争処理制度が理解できた。公害苦情の内容によっては、必要に応じて都道府県（公害審査会等）による調停や、国（公調委）による裁定を案内する等、住民への対応の際の参考としたい。
- ▶ アドバイザーによる講演は、公害苦情の具体的対応の参考となった。

iii) その他の御意見、御要望

- ▶ 都道府県を越えてブロック内の公害苦情処理担当者が同じ会議に参加して同じ講義を聴き、同じ事案について討議するということにより、公害苦情に対して共通の認識をもって取り組めるという点で非常に良いことだと感じた。
- ▶ もっと多くの自治体の参加があると更に有意義な会議になるのではないか。
- ▶ 会議のプログラム以外に、自由に交流できる時間があるとありがたい。

(2) 公害苦情相談アドバイザーによる手記

中国・四国ブロック会議に参加した公害苦情相談アドバイザーの上野邦夫氏より手記をいただきましたので、御紹介します。

来年度のブロック会議の開催府県、開催市

例年と同様、本年度のブロック会議の開催にあたりましても、開催県及び市の皆様の御協力を得て、様々なプログラムを実施することができました。改めて、開催県及び市の皆様の多大なる御協力・御尽力に対し、感謝申し上げます。

来年度のブロック会議の開催府県及び市は下表のとおり決定させていただきました。開催府県及び市の御担当の皆様、どうぞよろしくお願いたします。また、該当する地方公共団体の皆様には、所属するブロックの会議へ参加について、ぜひ御検討ください。

ブロック名	2019年度	
	第50回公害紛争処理関係 ブロック会議	第44回公害苦情相談員等 ブロック会議
	開催府県	開催市
北海道・東北	山形県	山形市
関東・甲信越・静岡	山梨県	甲府市
東海・北陸	富山県	富山市
近畿	大阪府	大阪市
中国・四国	高知県	高知市
九州・沖縄	長崎県	長崎市

開催場所は各開催市を予定しています。開催時期については未定です。詳細が決定しましたら、「ちょうせい」にて発表いたします。

ブロック会議（中国・四国ブロック）参加手記

公害苦情相談アドバイザー 上野 邦夫

公害等調整委員会が主催する平成30年度中国・四国ブロック会議が広島市において、11月15日、16日の2日間にわたって開催されました。私も公害等調整委員会から委嘱された公害苦情相談アドバイザーとして参加してまいりましたのでご報告いたします。

開催当日の広島は、原爆ドームが一層際だって見えるほどの青々とした晴れ渡った空で、平和記念公園の木々も紅葉にはほど遠く、綺麗な青を映し出していました。過去、凄惨な事実があったこの地で行われたことに格別の思いを寄せて、日本人として哀悼の意を表します。



久しぶりに訪問したこの都市は、ひととき賑やかさを増しているようにも見え、さらに、外国人の多さには驚きを隠せませんでした。原爆ドームや資料館での外国人、特に欧米の方々が真剣に活字（もちろん英字解説）を熟読している姿や、見学している姿



を見て、「戦争って何だったのだろう」って考えさせられました。オバマ前大統領の訪問も大きな影響だったのではないのでしょうか。また、この広島市は市電が健在であり、古き良き情緒が残っていました。

前置きはさておき、ブロック会議では例年のごとく公調委事務局と開催県及び市が中心となってお尽力いただいております。公調委事務局からの公害紛争処理制度の説明は、こじれた苦情も多々ある中、大変参考になりました。特に、「裁定手続の概要等について」の審査官からの事例紹介は、最近何かと話題になっている幼稚園からの騒音の事例であり、具体的な内容であったため、業務上大いに役立つものでした。公害苦情相談アドバイザーの特別講演では、元福岡市職員で、公害苦情相談アドバイザーの藤本氏による講演で、長年の経験に基づいた苦情処理方法について解説していただきました。また、現在勤務されている保育協会の事例も織り交ぜての講演であり、私自身、苦情を処理する立場でもあることから、非常に興味深く、時間があればもっと聞きたい内容でした。

後半は県と市に分かれ、市の会議では、公害苦情処理事例を各市町村の方々から15題ほどいただきました。各自治体6分間の持ち時間で、少々足りないような気がしましたが、多くの事例を取り上げ、多くの自治体への参考になることを考慮すれば妥当なのかもしれません。ここに寄せられた事例の中には、解決困難事例も多く法令規制対象外や、基準値が定められていないなどでどのように行政として進めていくべきかなど、議論は多岐にわたっています。

2日目は、少人数グループ（5班）に分かれて、班ごとでそれぞれに与えられた事例について討議をし、その結果を各班から発表をしていただきました。検討事例は、「屋外作業をする事業場」「低周波苦情」「畜産農家からの悪臭」「うなぎ屋の悪臭」「空き地の苦情」でした。

事例の特徴としては、やはり法令規制対象外や法令適用困難事例が多く、持ち寄った自治体の解決に向けた奮闘ぶりが窺えました。

アドバイザーとしてできる限りの確にアドバイスできるよう日々自己研鑽に努めておりますが、やはり経験していないことは教科書通りの回答しかできず、歯がゆい思いをします。今後の課題として一層の努力をしなければと痛感した次第です。

・国と地方との連携、ブロック会議の役割

公害苦情業務を行う上で一番大変なことは、公害現象の客観的な判断と、それを当該事業場へ伝達し、事実を認識させることです。そして、申立者へはその対応策等を伝え納得が得られるかにあります。申立者は怒り心頭、長年の軋轢等様々な状況で申し立てを行うことも多く、第一線の市区町村の職員は、その矢面に立ち、公平中立に先入観を捨て対応しています。市民からは「言いたいことを言われる」「言いたいことをぶつけられやすい」立場にあり、中には間に挟まれて、もがき苦しんでいる状況もよく聞かれます。住民に一番近い行政職員として常に気をつけています。

担当の市区町村の職員は、苦情解決に向け日々奮闘し、一層の努力をしていますが、それでも解決に至らない場合は国や都道府県の公害紛争処理制度が利用されることもあります。

国、都道府県、市区町村はそれぞれ立場が異なりますが、公害苦情処理の最前線にいる市区町村の苦労や、国や都道府県の公害紛争処理担当者の苦労をそれぞれが理解しながら、三者が連携を図ることが重要であると思います。そういったことから、それぞれの役割を理解するためにも、このブロック会議での合同会議の意味は大いにあると思います。また、例えば東京都及びその特別区では、担当者会議等を実施し、情報交換し、その対応方について検討することがあります。そういった都道府県単位での会議は、さほどハードルは高くありませんが、それを越えての会議となるとなかなか難しいと思います。そういった意味からもブロック会議の役割は大変大きいと思います。国と地方、地方と地方の行政マン同志の会話はある意味面白くもあり大変有意義でもあります。地域性は異なりますが公害苦情の主旨はそう大きくは変わりません。

今後のブロック会議に期待し、参加された方々への少しでも公害苦情解決に向け役立つことを願い、アドバイザーとして益々の努力をしていきたいと思う次第です。

公害苦情相談アドバイザー 上野 邦夫 氏



平成3年に東京都板橋区に化学職として採用の後、保健所生活衛生課、公害指導係化学物質担当、同係土壌汚染担当を経て、現在は、板橋区資源環境部環境政策課生活環境保全係長。平成29年4月より公害等調整委員会が委嘱する公害苦情相談アドバイザーとして、ブロック会議や、都道府県が主催する研修会で公害苦情にかかる講演等を行っている。氏も参加した座談会の模様が、「ちょうせい」第93号(平成30年5月)に掲載されているので、こちらをご覧ください。

平成 30 年度ブロック会議プログラム

区 分	公害紛争処理関係ブロック会議	公害苦情相談員等ブロック会議
参加者	都道府県	① ブロック内人口 10 万人以上の市 ② 開催県内市町村 ③ 都道府県、開催県内環境事務所等の参加
開催形式	2つのブロック会議をそれぞれ開催するとともに、一部を合同で開催。	
プログラム	○ 合同開催会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害等調整委員会からの連絡事項（公害紛争処理制度等について） ・ 公害等調整委員会における裁定手続の概要等について紹介（裁定事件事例を参考例として） ・ 都道府県公害審査会等における紛争処理事例紹介（終結した事件） ・ 公害苦情相談アドバイザーや外部の有識者による講演 	
	○ 公害紛争処理関係ブロック会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県公害審査会等における紛争処理事例紹介及び意見交換 ・ 各都道府県や公害等調整委員会からの公害紛争処理、公害苦情処理に関する質問事項等にかかわる意見交換 等（※1）	○ 公害苦情相談員等ブロック会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体における公害苦情相談事例について少人数グループによる討議及び全体討議 ・ 参加自治体からの質問等について少人数グループ討議及び全体討議 等（※2）

（※1）両ブロック会議とも、会議で取扱う事例や質問事項については、事前に開催県・市が取りまとめて参加者に配布した上で、会議では更に掘り下げた議論を行っています。

（※2）少人数グループ討議のグループ編成は、ブロック内の都道府県から横断的に選定しています。

公害紛争処理制度等について

(一部抜粋)

公害等調整委員会

(※) 実際のブロック会議では、下記目次の内容の資料を配布して必要事項の説明を行っています。

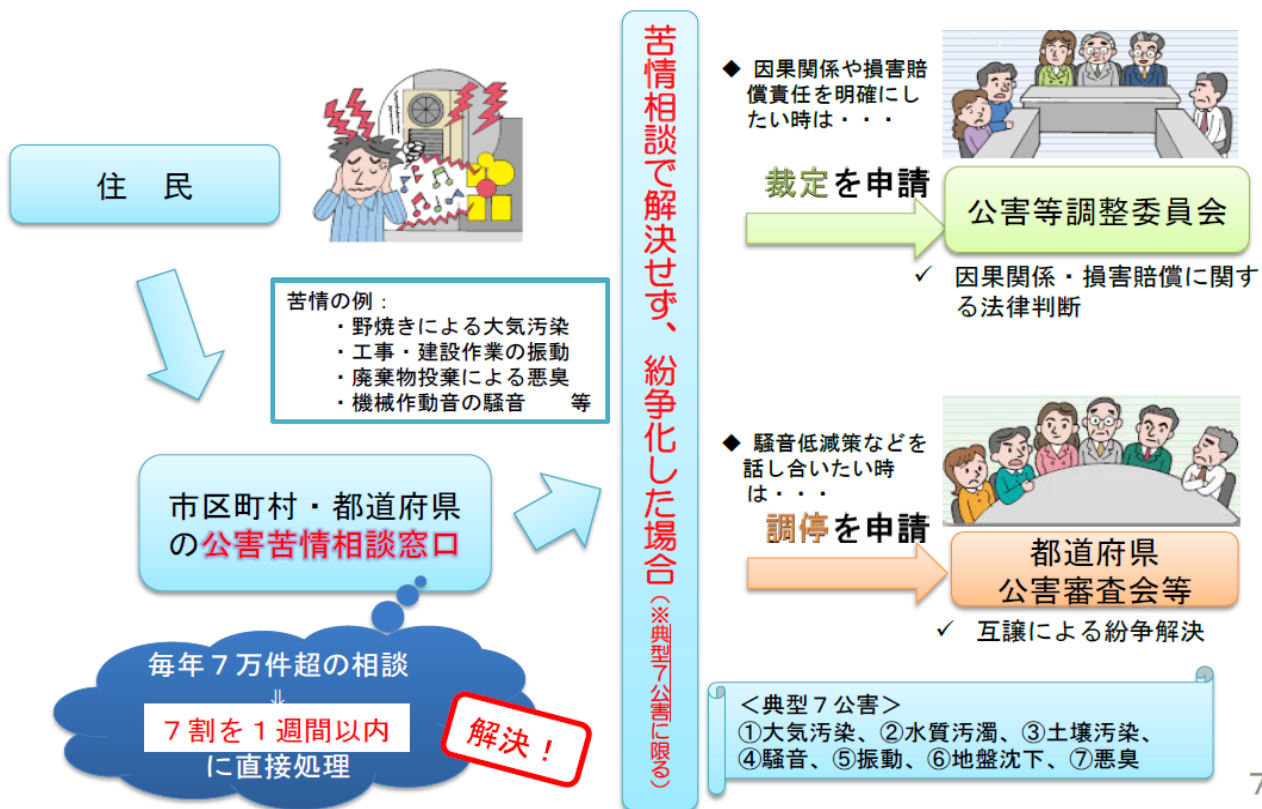
ここでは、この資料のうち、「2.-(3) 公害紛争処理制度による公害苦情の解決の流れ(例)」と「4.-(1) 低周波音に係る公害苦情対応について」の2項目を御紹介します。

目 次

<u>1. 公害等調整委員会の概要</u>	
(1) 公害等調整委員会の沿革	1
(2) 日本のADRの分類	2
(3) 行政機関における 公害等調整委員会の位置付け	3
(4) 公害等調整委員会の 委員及び組織図	4
<u>2. 公害紛争処理制度</u>	
(1) 「公害」とは	5
(2) 公害紛争処理の全体像	6
(3) 公害紛争処理制度による 公害苦情の解決の流れ(例)	7
(4) 手続の種類	8
(5) 都道府県公害審査会等	8
(6) 事件の管轄	9
(7) 手続の流れ	10
(8) 公害紛争処理手続の特徴	11
(9) 調停、裁定の申請手数料	12
<u>3. 公害紛争の最近の傾向</u>	
(1) 公害紛争事件の動向	13
(2) 最近の傾向	13
(3) 公害苦情相談の動向	14
<u>4. 公害等調整委員会からのお知らせ</u>	
(1) 低周波音に係る 公害苦情対応について	15
(2) 公調委HPについて	16
(3) WEB機関誌「ちょうせい」	17
(4) リーフレット「騒音や悪臭 などでとてもお困りの方へ」	17
<u>5. 土地利用調整制度</u>	
土地利用調整制度の概要	18

2. 公害紛争処理制度 (3/8)

(3) 公害紛争処理制度による公害苦情の解決の流れ (例)



7

4. 公害等調整委員会からのお知らせ (1/3)

(1) 低周波音に係る公害苦情対応について

消費者安全調査委員会において、平成26年12月には「家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案」に関する事故等原因調査報告書が、また、平成29年12月には「家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音により不眠等の症状が発生したとされる事案」に係る事故等原因調査報告書が、それぞれとりまとめられました。低周波音に係る公害苦情対応については、下記に記載の当該報告書の問題意識を踏まえた対応をお願いします。

- ◆ 消費者安全調査委員会報告書の問題意識
 - 家庭用ヒートポンプ給湯機、家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音に含まれる低周波音が不眠等の健康症状の発生に関与する可能性を否定できない事例がある
 - 地方公共団体に苦情を申し入れたが、民不介入として自治体で取り上げられていないという申出がある 等
- ◆ その他の問題意識
 - ・ 低周波音測定器を保有しておらず、測定ができない
 - ・ 夜間の測定はできない 等

より良い苦情対応のための留意事項

- 公害苦情処理事例集（公調委、年1回、3月発行）
 - ・ 全国の自治体等で処理された公害苦情の中から、解決した事例について、公害種類別にとりまとめています。
 - ・ 44号(平成27年度発行)以降、家庭用ヒートポンプ給湯機、家庭用燃料電池等を含む低周波音に係る苦情を、重点的に収集していますので、ご参照ください。
- 低周波音問題対応の手引書（平成16年6月環境省）における参照値の取扱いについて
 - ・ 参照値は、低周波音についての苦情の申立てが発生した際に、「低周波音によるものかを判断する目安」として示したものです。
 - ・ 低周波音に関する感覚については個人差が大きく、「参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要」

15

公害問題の解決に2つの制度

公害問題で困った場合の解決手段として、苦情相談と紛争処理の2つの制度があります。

公害苦情相談

身近な相談窓口での簡単な手続きによる解決

市区町村や都道府県の身近な公害苦情相談窓口で、お気軽に相談できます。

公害紛争処理

専門の機関による紛争の解決

国の公害等調整委員会や都道府県の公害審査会が、次のような公害紛争を扱います。

- 当事者間の対立が深刻な場合
- 苦情申立後長期間が経過して、解決の見通しが立たないが、第三者の仲介があれば話し合いが進展すると思われる場合
- 損害賠償の問題が中心になっている場合
- 紛争の原因について争いがある場合

中立公正な立場から、紛争の解決に努めます。

公害等調整委員会や都道府県公害審査会では、法律の専門家、医師、大学教授など、各分野の有識者が委員となり、中立公正な立場から、調停、裁定（公害等調整委員会のみ）などを行い、紛争の解決に努めます。

申請手数料は裁判所に比べて安く設定されています。たとえば、調停の申請手数料は、裁判所の民事調停の約4分の1です。

困った！

騒音や悪臭などでお困りの方へ

身近にあります、公害問題解決の窓口



詳しいことは、お近くの市区町村あるいは都道府県の公害担当課へご相談ください。

〈都道府県公害審査会・都道府県市区町村公害担当課〉

公害等調整委員会

検索

リサイクルマーク

(平成23年2月)

大気汚染
水質汚濁

悪臭
土壌汚染

地盤沈下

騒音
振動

ハハ そんな時はこちらの相談窓口で素早く解決!

公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL. 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00(祝日及び12月29日～1月3日は除く)

FAX. 03-3581-9488

e-mail ▶ kouchoi@soumu.go.jp

ホームページアドレス ▶ http://www.soumu.go.jp/kouchoi/

公害の苦情や紛争を 解決するには……

暮らしの中の公害、
どうしよう?

公害苦情
相談窓口へ!!
(都道府県・市区町村)

たとえば…

大気汚染

- 工場からの煙や粉じん、家庭、車、洗濯物などが汚れる。
- 車からの排気ガスで臭い。
- 焼却場の煙の中に有害物質が含まれているおそれがある。

水質汚濁

- 飲食店の排水溝から流れ出す汚水で、川の水が変色している。
- 漁業工事のせいで、養殖していた魚が死んでいる。

土壌汚染

- 購入した工場の跡地の土壌から有害物質が見つかり、除去対策をめぐって争いになっている。

騒音

- 隣のスーパーの室外機がうるさくて、イライラする。
- 深夜営業店の騒音がひどく、安眠できない。
- 工場の機械の音がやかましく、体調がすぐれない。

振動

- 工事現場のトラックの出入りや作業機械のせいで、家が揺れ、壁にひびが入る。

地盤沈下

- 埋立地を購入して家を建てたら、埋め立てが不十分で、家が傾いてきている。

悪臭

- 食品加工工場から臭いが出て、おおいが漂っていて、気分が悪くなる。
- 養豚、養鶏場から不快なおいがして困っている。

1 公害でお困りになったら…
お住まいの市区町村または都道府県の公害苦情相談窓口の相談員等にご相談ください。
電話や手紙でも受け付けています。

2 相談員等は、ご相談を受けたことについて被害の実情などを調べます。

3 被害の原因や実態がはっきりすると、相談員等は関係者に対し改善のための指導や助言を行います。

4 解決!
このようにして公害苦情の解決に努めます。

公害紛争処理の流れ——申請から紛争の解決まで

調停

公害等調整委員会
都道府県公害審査会

調停とは、調停委員会が紛争の当事者を介し、双方の互譲による合意に基づき、紛争の解決を図る手続きです。

調停の申請

調停は、当事者（被害者・加害者）の一方または双方から申請書が提出されることにより開始されます。



調停期日(非公開)

調停委員会は当事者の話し合いを積極的に進め、当事者の歩み寄りを促し、合意点をさぐります。また、必要に応じ調査も行います。



合意の成立

当事者の互譲により、公害紛争の解決を図ります。



裁定

公害等調整委員会

裁定とは、当事者間の紛争について裁定委員会が法的判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続きです。

裁定の申請

原因裁定は、被害者または加害者から、責任裁定は、被害者からのみ申請することができ、申請書が提出されることにより開始されます。



審問期日(公開)

公害等調整委員会の裁定委員会は、当事者双方からの意見の陳述や証拠調べ、必要に応じ、国費による調査などを順次行っていきます。東京から離れた所での現地期日も行います。



裁定

双方の主張につき、証拠や調査結果等に基づき裁定委員会が法的判断を行います。



裁定には次の2種類があります。

- 責任裁定——損害賠償問題に関する紛争について、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する手続き
- 原因裁定——加害行為と被害発生との因果関係について、裁定委員会が判断する手続き

第 49 回公害紛争処理関係ブロック会議

第 43 回公害苦情相談員等ブロック会議

裁定手続の概要等について

(一部抜粋)

公害等調整委員会

(※) 実際のブロック会議では、責任裁定事件（職権調停事件）の事例を参考例として使用しながら説明を行っています。

ここでは、「1. 裁定事例の概要」、「2. 公害紛争処理手続(裁定)の特徴(専門的知見の活用)」及び「3. 裁定手続の流れ」の3項目を御紹介します。

1. 裁定手続の概要

裁定は、公害等調整委員会の7人の委員のうち3人又は5人から構成される裁定委員会が、民事上の紛争としての公害紛争について、当事者の損害賠償責任又はその要件としての因果関係の存否について法律判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続。手続は民事訴訟に準じているが、職権で証拠調べや事実の調査を行うことができる。

種類	概要	その他
原因裁定	<ul style="list-style-type: none"> 申請人が主張する加害行為と被害との間の因果関係の存否について法律判断を行う 被害者、加害者いずれからの申請も可 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所からの原因裁定の囑託 都道府県公害審査会等の「調停」手続過程における活用
責任裁定	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う 被害者からの申請のみ可 	

2. 公害紛争処理手続(裁定)の特徴 (専門的知見の活用)

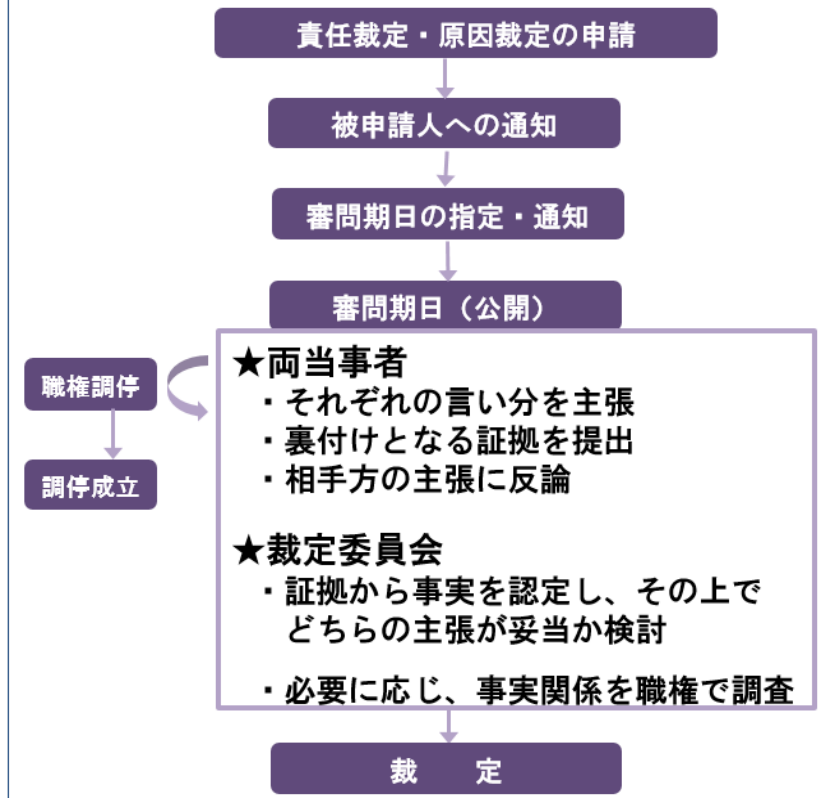
(1) 専門委員…個別の事件についての専門的事項を調査するため、必要に応じ、関係する専門分野の学識経験者等を任命。

- 現地調査・当事者等へのヒアリングへの立会い
- 調査事項について、専門家として裁定委員会へ助言
- 調査結果に対し、専門的知見からの評価を加えた意見書の作成・提出→意見書は職号証として活用

(2) 職権調査…裁定委員会が必要と判断した場合には、職権で証拠調べや事実の調査を実施。

- 裁定委員、事務局職員や専門委員等による現地調査
- 民間の調査会社等への委託による調査 (国費負担)

3. 裁定手続の流れ



○ 公害苦情相談アドバイザー 石橋 雅之 氏による講演の資料 (一部抜粋)
 <名古屋市で開催された東海・北陸ブロック会議>

公害苦情のうち、騒音苦情の対応について、データや具体的な事例を取り上げながら解説するとともに、騒音の苦情対応力を高めるためのヒントを示しています。

騒音苦情の対応事例

公害苦情相談アドバイザー
 千葉県環境研究センター 大気騒音振動研究室
 石橋 雅之

話の構成

- 1 典型7公害のひとつ、騒音とは？
- 2 事例から学ぶ騒音問題
- 3 騒音の苦情対応力を高めるには？

1. 典型7公害のひとつ、騒音とは？

無い方が良い音、好ましくない音

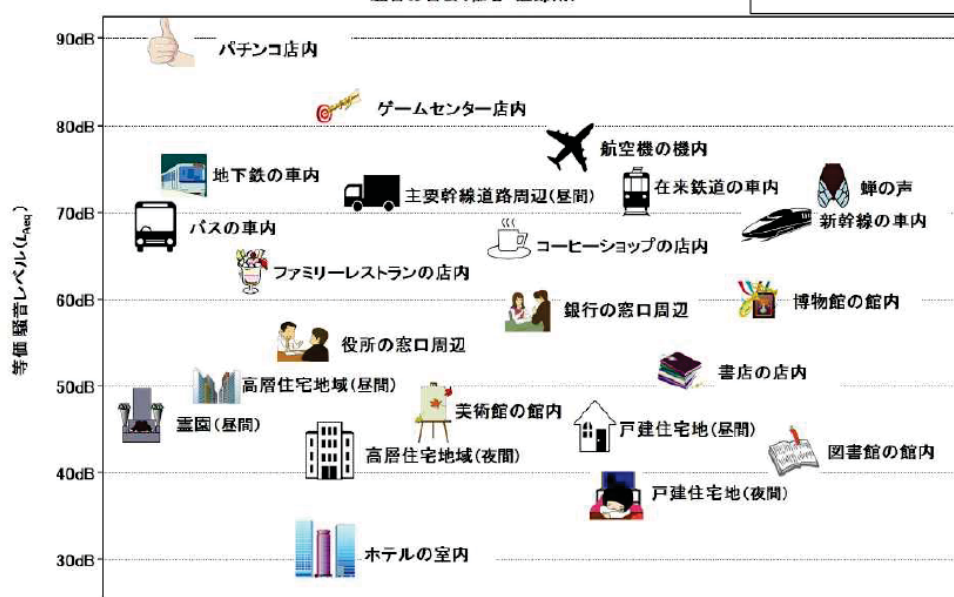
雑草という草はない → 騒音という音はない (どんな音も騒音になり得る)

相手との関係性が鍵

騒音の目安 (都心・近郊用)

騒音の目安(都心・近郊用)

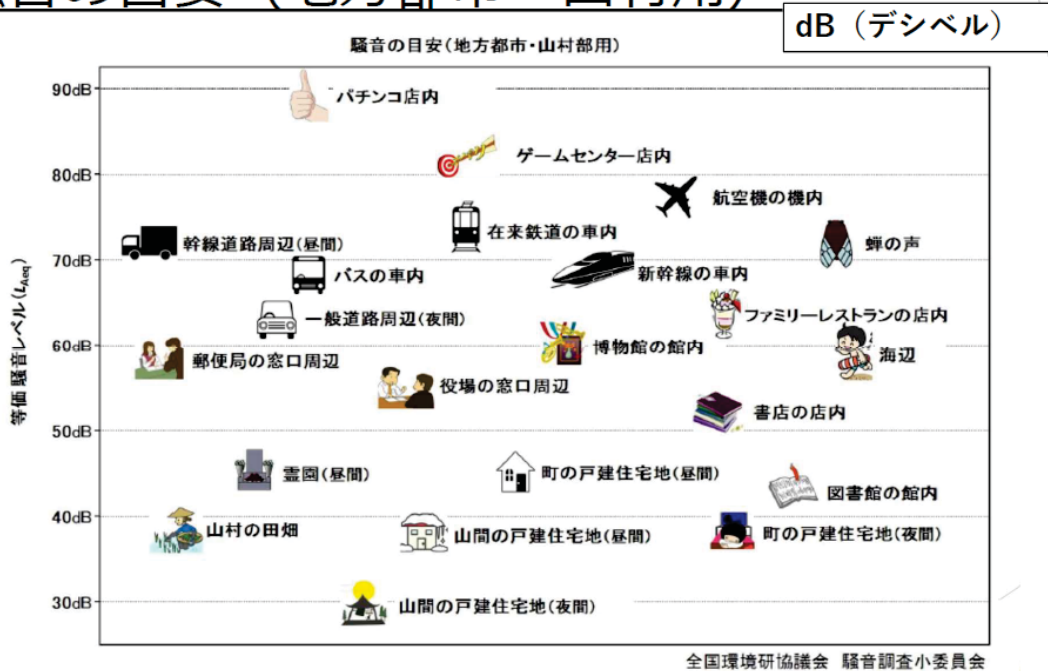
dB (デシベル)



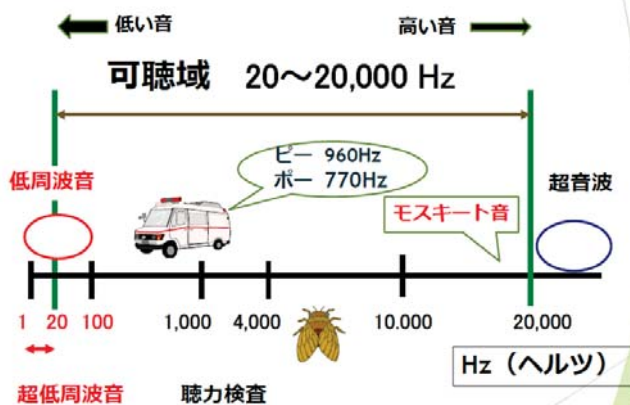
全国環境研協議会 騒音調査小委員会

出典：全国環境研協議会 騒音小委員会

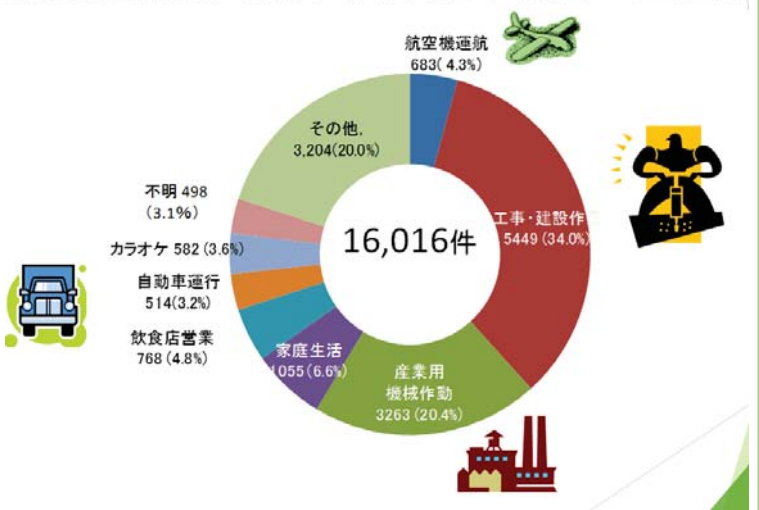
騒音の目安 (地方都市・山村用)



聴力検査の音は、何Hz (ヘルツ) ?



騒音苦情の現状 (平成28年度・全国)



騒音防止の3原則

- ・出さない (発生源対策)
- ・聞かない (受音点対策)
- ・伝えない (伝搬防止対策)

2. 事例から学ぶ騒音問題

- 工場騒音による睡眠障害を主訴とする申し立て
→ H28に工場内の機械を一部入れ替えた後から騒音・振動が大きくなった。
- 過去にも同様の申し立て（歴代騒音担当者名簿が有効）
→ 当時は工場の稼働を一部制限することで和解

下見が大事

- ①工場内、②敷地境界、③申請人宅内
3地点で同時に騒音、振動、低周波音を測定することとした。

申請人宅下見

- 工場騒音は定常音（体感が大事）
- 自動車騒音の妨害（車両の走行は間欠的）
- 建具の二次音が発生（低周波音による影響？）

（実際の講演では、図面や写真を交えて解説しています。）

準備（測定機材）

機材は地点毎に色分け

機材	機種	台数
広帯域精密騒音計 (低周波音も測定可)	リオン NL-62	3台
振動レベル計	リオン VM-53A	3台
レベルレコーダー	リオン LR-06	2台
	リオン LR-04	4台
予備機材	リオン NL-42	1台
	リオン NA-18A	1台

機材には余裕を

較正

騒音計の精度管理が重要

- ピストンホンB&K 4228 (250Hz, 124.0dB)

※ピストンホンの気圧補正 ±0.0dB

- 音響較正器 リオン NC74(1000Hz, 94.0dB)

※7m延長ケーブルを接続した状態で較正

騒音計 (serial number)	ピストンホン[dB]	音響較正器[dB]
1台目(01220292)	123.9	93.9
2台目(01220293)	124.1	94.2

実際の講演では、上記事例の具体的な調査状況について、測定地点(工場内、敷地境界、申請人宅)別に、調査時の写真を交えて解説するとともに、調査時における工場内機器の稼働パターンや、追加調査についても解説しています。

数値の取扱い

- ▶ 騒音：暗騒音の影響のない1分間を選定
→ 振動・低周波音も同じ時間帯を採用
- ▶ 騒音・振動：敷地境界の値を市条例の規制基準と比較
- ▶ 低周波音：敷地境界の値を参照値(物的)と比較
申請人宅の値を参照値(心身)と比較

	工場内	敷地境界	申請人宅
騒音	中央値(L_{50})	中央値(L_{50})	中央値(L_{50})
振動	指示値	指示値	中央値(L_{50})
低周波音	等価音圧レベル(L_{eq})	等価音圧レベル(L_{eq})	等価音圧レベル(L_{eq})

騒音の周波数分析結果

青色：低周波音レベル計NA-18Aによる工場内の測定値



結果 (騒音)

[dB]

パターン	①	②	③	④
敷地境界	56	56	54	60
申請人宅	45	45	42	44
規制基準	昼65/朝夕60/夜50			

市条例の規制基準値(昼)65dBを満たしていた。
(夜間も同じ稼働条件であれば超過するおそれ)

結果 (振動)

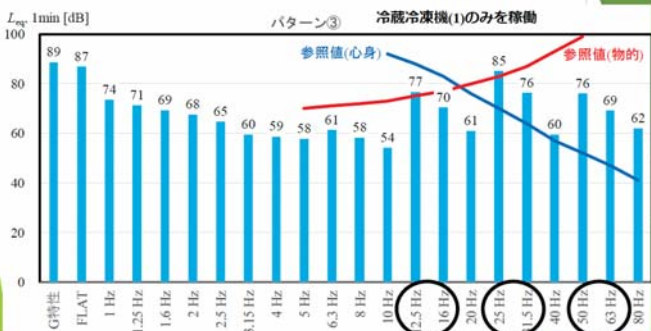
[dB]

パターン	①	②	③	④
工場内	66	65	56	77
敷地境界	58	58	52	58
申請人宅	58	58	53	58
規制基準	昼65/夜60			

市条例の規制基準値(昼)65dBを満たしていた。

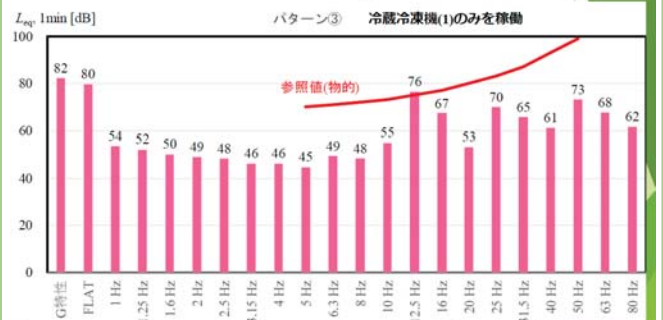
結果 (低周波音, 工場内)

卓越する周波数帯の存在を確認



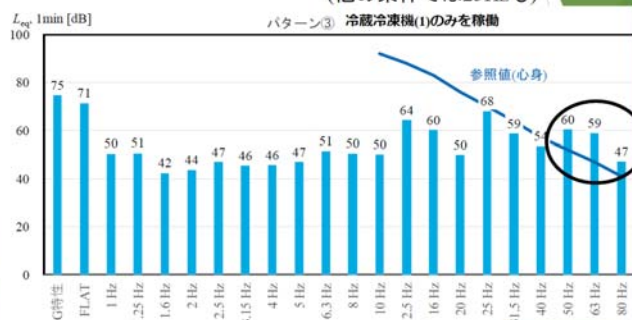
結果 (低周波音, 敷地境界)

12.5Hz 参照値超過 (他の条件では25Hzも)



結果 (低周波音, 申請人宅)

50Hz以上で参照値超過 (他の条件では25Hzも)



測定結果 (まとめ)

- ▶ 工場から発生する騒音・振動・低周波音を測定
 - ▶ 工場内, 敷地境界, 申請人宅の3点同時
 - ▶ 複数の稼働パターンの実態を把握
- ▶ 騒音・振動は市条例の規制基準値以下
ただし、夜間における騒音の規制基準値は超過のおそれ
- ▶ 低周波音は参照値(物的・心身)を超過
- ▶ 壁による防音は現実的ではない
 - ▶ 工場の稼働をさらに制限
 - ▶ 申請人宅の窓枠を強固なものに交換

3 騒音の苦情対応力を高めるには？

- ① 公調委事務局の公害苦情処理事例集の活用
- ② 市町村の騒音振動担当者の連携
担当者名簿、保有機器リストの作成
互いに顔の見える関係の構築
- ③ 講習会、伝達講習

公害苦情処理事例のチェックポイント

- ① 都道府県名
- ② 公害の種類
- ③ 苦情者(主たる訴え)
- ④ 発生源(施設・概要・発生時間・用途地域)
- ⑤ 先住・後住
- ⑥ 特徴・問題点など
- ⑦ 法令関係(法・条例)
- ⑧ 測定評価(規制基準・環境基準・測定評価値)
- ⑨ 対応(事実確認の調査・話し合い・測定評価)

① 公調委事務局の公害苦情処理事例集の活用

- ・ 苦情者、発生源者への対応が難しい。
- ・ 基準値以下でも苦情者が納得しない。
- ・ どこで、どのような測定をしたらよいか？
- ・ どのような対策があるか？

⇒ 苦情処理事例集から類似事例を検索

利用する際にはいくつかの留意事項があるが、苦情の受付から解決に至るまでの実例報告は貴重。

② 市町村の騒音振動担当者の連携

千葉県の取組の紹介
(石橋アドバイザーは千葉県環境研究センター所属)

③ 騒音振動関係の講習会等

講習会や公式ウェブサイトの紹介

○ 公害苦情相談アドバイザー 藤本 正典 氏による講演の資料 (一部抜粋) <広島市で開催された中国・四国ブロック会議>

公害苦情処理について、悪臭、大気・廃棄物、騒音の事例や、保育園における実態をデータを織り交ぜながら解説する内容で、実際の公害苦情相談にも役立つものとなっています。

公害苦情処理

公害等調整委員会
 公害苦情相談アドバイザー 藤本 正典

①

もくじ

1. 苦情処理にあたって
2. 苦情事例(解決のヒントになれば)
 - (1) 悪 臭
 - (2) 大気・廃棄物
 - (3) 騒 音
3. 保育園における感覚公害の実態
 - (1) 保育園とは
 - (2) 調査結果(悪臭、騒音)
 - (3) かおり環境を活かした保育園(提案)

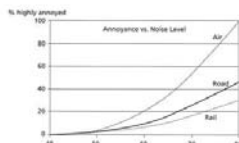
②

1. 苦情処理にあたって

公害苦情の特徴

守備範囲が広い (法的に対応ができない案件も多い)

- 不快感(アノイアンス) ⇒ 健やかな生活をおくれない。
 閾値の違い? ⇒ 同じ値、隣同士でも片や不快、片や問題なし
- 健康被害 ⇒ 睡眠妨害、有害物質摂取による直接影響など
- 規制対象以外、規制基準以下
 そもそも法に馴染まない?
 7公害以外にも日照障害、光害、違法電波など



欧米における交通騒音のアノイアンス
 (Medema & Vos, 1996)

規制基準は拠り所として

- 規制基準値をクリアすればいいのか
 例:特建作業(85dB) ⇒ 連続作業と土日の休み
- 環境基準(大気、水質、騒音、土壌)
 「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」
 ⇒ 夜中に1機の航空機

⑤

苦情処理にあたって

問題点の的確な把握

- 視点・価値観を切り替えて考えてみる
 - ①自分視点 ②相手視点 ③第3者視点
 価値観は空気と同じ、自分はこれが正しいと思っている、相手の価値観に立ってみる(言いは易く……)
- 発生源者(事業者)も被害者と思っている。
 工事妨害差し止め仮処分申請

申立人・事業者との信頼関係

- 丁寧な説明
 最初にNGワードを言わないように。
 例)「規制がないから」、「基準を超えていない」、「大した事ない」 etc
- 「単純接触効果」
 繰り返し接触するという経験の回数を重ねることで、人は相手への警戒感を落としていく。⇒「犬と公社職員は立ち入り禁止」?
- 初期対応の重要性
 とにかく一度現場に行くこと、その後のハードルを下げる。

⑥

(この項では、これらのほか、公害の定義や、申立人への対応等についても解説しています。)

2. 苦情事例(解決のヒントになれば)

苦情事例 その1(1)

悪臭

最大着地濃度距離から原因が推定された案件

苦情概要

- ・生ものが腐ったような独特の悪臭がする。
- ・時々忘れたところに臭う、その都度連絡している。(一向に改善しないので相当の不信感。)
- ・飲食店や魚屋などの食料品店の臭いとは明らかに違う。

現地調査

- ・調査時点では悪臭を確認できない。
- ・申立人住居は、中高層住宅の低層フロアで周辺は住居のみ。
- ・近傍の飲食店、食料品店などの調査を行うが悪臭を確認できない。
- ・付近での聞き取りでは、一過性、長い時間続かない。

⑨

苦情事例 その1(2)

対処

- ・聞き取りから、ある廃棄物処理施設から発生する臭気と酷似。
食品残渣の中間処理、直線距離 700~800m
脱臭方式は、燃焼脱臭(臭気を吸引し燃焼させ酸化分解)
- ・当日の風向や煙突高さ、吐出速度等から苦情申し立てのあった地域に着地地点が合致。
- ・事業場からの聞き取りで、当日立ち上りが不調であったことが判明。

結果・考察

- ・未処理で排出された臭気が拡散されずに落下したのと考えられた。
- ・再現試験等が行えないため推察に過ぎない。
- ・苦情者は原因施設らしきものが特定されたことで一応納得。
- ・原因施設側には同様のことが発生しないよう対応を依頼。

⑩

(この項では、この悪臭事例のほか、大気・廃棄物や、騒音の事例についても取り上げています。)

3. 保育園における感覚公害の実態

(1) 保育園とは

保育園の特徴

1. 保育時間

月曜日～土曜日 …午前7時から午後6時まで
○延長保育 1時間から4時間(22時まで)
※ 幼稚園と異なり、保育時間が長い

	平日	土曜	日曜
6:30～6:45	31	47	55
6:45～7:00	28	45	52
7:00～7:15	16	31	37
7:15～7:30	14	29	36
22:00～22:15	27	27	31
22:15～22:30	28	28	31

睡眠の15分ごとの行為者率
(3曜日、国民全体)
:NHK国民生活時間調査2015

	有職者の行為者率
平日に仕事	88
土曜に仕事	55
日曜に仕事	37

有職者の行為者率
:NHK国民生活時間調査2015

⑪

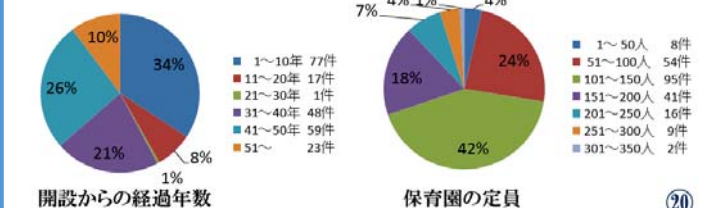
- #### 2. 開所日・休所日
- 開所日…月曜日～土曜日
休所日…日曜日、祝日、12月29日～1月3日
※ 夏休み、冬休みなどの長期の休みがない
- #### 3. 対象:0歳から入学前6歳まで
- 生後3ヵ月経過後～小学校就学前まで
※ 従前は使用済みおむつは持ち帰り
- #### 4. 給食:自園に調理室を設けることが義務づけ
- 1日3～4回(おやつ、昼食、おやつ、延長保育の夜食)

福岡市の保育園



保育園数の推移

保育園の立地(用途地域)



開設からの経過年数

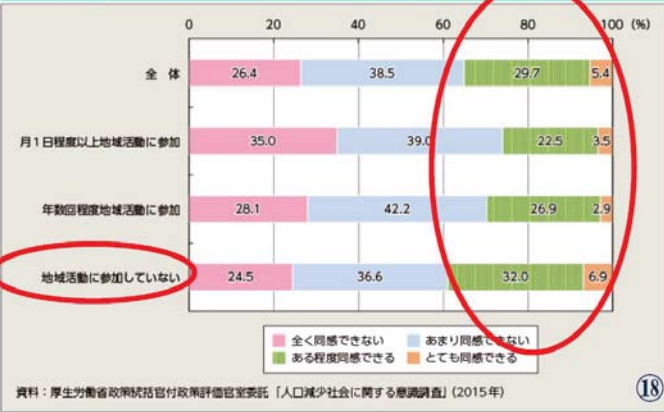
保育園の定員

⑫

(注)藤本アドバイザーの現職は、一般社団法人福岡市保育協会理事・事務局長

保育園児の声は騒音か

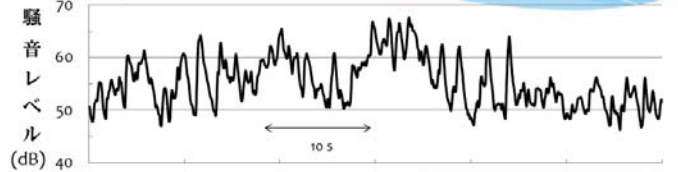
図表 1-3-105 保育園児の声を騒音と意識する住民の立場への共感度



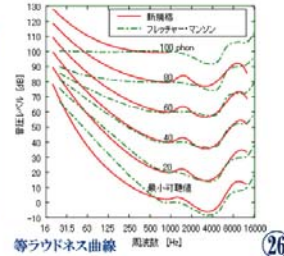
18

園児の遊び声

(園庭から30mの距離で収録)



声の周波数
 ○子ども 1000~2000Hz
 ○大人 男性 150~250Hz
 女性 250~500Hz
 ※同じ大きさでも大きく感じやすい
 → 周囲の大人に気づかせやすい



26

(この項では、このほか、(2)騒音・におい、(3)かおり環境を活かした保育園(提案)についても取り上げています。)

高知市は、四国南部のほぼ中央に位置し、北部には山林、西部は丘陵地、中央部から東部にかけて平野が開けており、特に東部には水田地帯が広がっています。また、南部は太平洋に臨み、夏から秋にかけては雨量も多く、台風の襲来がたびたびありますが、北に四国山地、南に黒潮の暖流が巡る南国的な明るい都市です。四国山地支峰に源流を発する鏡川の下流域を中心として都市部が形成されており、河川は飲み水を確保するだけでなくアユ釣りや子供たちの水遊びの場になるなど、市民の生活の内に親しまれています。さらには、市民が安心して暮らせるよう生活環境及び健康等に影響を及ぼす恐れのある環境汚染による被害の未然防止のためには、緑や水等の自然資源の保全だけでなく環境測定の実施及び事業場等の監視・指導が求められています。

寄せられる公害の苦情及び相談については、大気・水質といったいわゆる典型七公害等は環境部環境保全課が対応しており、そのうち環境保全係 5 名で担当しています。また「野焼き」や廃棄物に関する苦情は、廃棄物所管課が対応しているところです。

近年では公害苦情の件数は減少傾向にあり、平成 29 年度では、最も多かった騒音・振動関係で 11

件、その後悪臭関係 6 件、大気汚染関係 5 件、水質汚濁関係 2 件と続きます。市民の生活を広域的に阻害する、事業場から発生するものは少なくなり、これに代わって最近特に目立ち始めたものに、近隣の生活環境によるものなどがあります。

事業場に関する苦情は、規制基準がかからない規模であったり、規制のかかる事業所であっても測定の結果基準を満足していたりと、単純に規制を中心とする対応では解決が困難な場合も少なくありません。そのような中で状況が改善した事例では、相



鏡川と高知市街

談者の望みを正しく汲み取り対応できた場合が多いように感じます。最初は規制基準と照らして指導してほしいという相談内容であっても、話を聴く中で本当の要望がもっと単純な水路の清掃であったりすることもあり、水質に変化がなくとも、また規制のかかる事業場でなくとも、相談者の納得が得られる場合もあります。



太平洋を望む坂本龍馬像

必ずしもすべての要望にこたえられるわけではありませんが、しっかりと話を聴くことで相談者の不安を受け止めること、そしてその中から解決の糸口をつかんだらそれに向けて迅速に動くことを基本とし、これからも高知市を安心して暮らせるまちとするために努めてまいります。

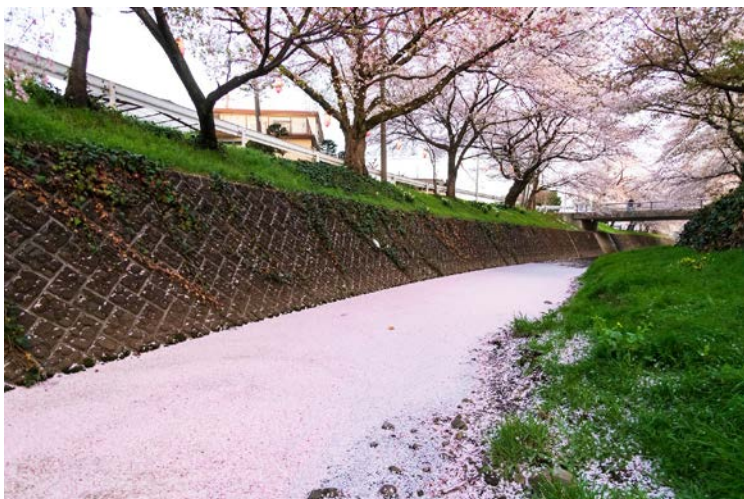
ネットワーク

がんばってまーす

規制対象外の公害苦情

埼玉県所沢市環境対策課技師

眞田 郁央



東川沿いの桜並木と水面に浮かぶ花いかだ

所沢市は、埼玉県南西部に位置しており、人口は約 34 万人、面積は 72.11 km²を有しています。北部は江戸時代に行われた開拓により整備された農地（三富新田）が広がり、南部には「となりのトトロ」の舞台にもなった狭山丘陵（トトロの森）が広がっており、東京の近郊にもかかわらず、豊かな自然に恵まれています。

また、所沢市は日本で初めて飛行場が建設された地であり、日本の航空発祥の地となっています。現在、かつて飛行場があった場所には、所沢航空記念公園が作られ、公園内には所沢航空発祥記念館があります。この公園は広さが 50.2 ha あり、これは東京ドーム約 11 個分の広さに相当します。春はきれいな桜が咲き誇り、秋には紅葉が見られることから、週末はたくさんの人が訪れます。

さらに、プロ野球チームの埼玉西武ライオンズやプロバスケットボールチームの埼玉ブロンコスの本拠地であり、スポーツが盛んです。平成 30 年度は埼玉西武ライオンズが 10 年ぶりにパ・リーグで優勝したことで、本拠地を所沢に移転してから 40 周年を記念して、所沢駅前パレードが開催され、たくさんの人が参加して賑わいました。

さて、本題の公害苦情についてですが、私が所属する環境対策課は水・騒音グループ 8 名と青空・化学物質グループ 5 名で公害苦情を担当しています。私は平成 29 年に技術職(化学)として水・騒音グループの騒音・振動・悪臭担当に配属されました。所沢市においては年々公害苦情の相談件数が減ってきており、平成 20 年度が 265 件だったのに対して、平成 29 年度は 91 件と約 3 分の 1 になっています。種類別にみると、悪臭(野焼きを含む)が 41 件、次が騒音の 32 件となっており、この二つで公害苦情の 8 割以上を占めています。内訳としては、悪臭は野焼き、騒音は建設工事・解体作業が主な苦情

内容です。最近では苦情まではいかないですが、マンションの上の階の人がうるさいなどの近隣トラブルに関する相談も増えてきています。このような場合では、騒音規制法の規制対象外となるため解決が難しい場合が多いです。当市の対応としても管理会社等に相談するか、夜中の迷惑行為に係る騒音については警察に相談するように言うことしかできない状況です。このような規制対象外となる公害苦情として当市では以下のような事例があったので紹介します。

この事例は鉄道騒音に関する公害苦情相談です。申立人から電話で住宅建設予定地の近くに線路があり、そこを通る電車の騒音・振動をハウスメーカーに測定してもらったところ、要請限度を超えていたため、鉄道会社を指導してほしいと相談がありました。鉄道騒音についての規制は、環境省が策定した「在来鉄道の新設又は大規模改良に対する騒音対策の指針」しかなく、今回のような既設鉄道は該当しないため、規制する法律はなく、指導は難しい状況でしたが、鉄道会社にそういった相談があったことを伝えました。しかし、申立人はハウスメーカーが測定したデータを根拠に規制がなくても指導してほしいと言い、窓口にも来庁され相談されました。申立人は、環境基本法と騒音規制法には鉄道騒音を除くという一文が書かれていないため、指導可能であること、発生源側である鉄道会社との3者協議に市も参加してほしいこと、既設鉄道騒音に規制がなくても道路交通騒音と振動には規制はあるはずなので、既設鉄道騒音だけでなく家の前の一方通行の道路の交通騒音と振動は指導してほしいことを強く要望されました。最終的には当市の対応に納得せず、環境省にも電話された様子でした。その後、何度か同じような電話がきた後に、申立人から相談がなく3か月以上経過し、現在は申立人と当市の関係はない状況となっています。

この事例は日本全国に通っている鉄道に係る相談であり、他自治体においても相談があるかもしれません。しかし、既設鉄道を規制する法律は実質ないため、指導することは難しいことと思います。本件においては、申立人が独自の法解釈をしており、鉄道騒音を除くという一文がない以上、鉄道にも規制がかかると解釈をしていました。また、道路に関しても、この道路は一方通行のため、規制対象にはならないことを説明しました。申立人は自分の思い通りにいかなかったのか、鉄道会社に当市が公害認定したのだから対応すべきであるという事実無根の申し入れや、環境省に対して苦情の申し入れをして、申立人に振り回されてしまい、話がこじれてしまいました。

私はまだ採用されて日が浅いため、言葉足らずな説明で申立人に誤解を招いてしまったのかとても心配になりました。そのため、当たり前なことではありますが、一人で対応することは絶対にせず、グループ全体で解決に向けて対応をしました。電話が終わるとすぐに対応した内容を書き出して、次の対応に備えました。このように難しい案件でしたが、担当者だけの問題にせず職場全体で共有することによって、迅速かつ適切な対応が取れるのではないかと考えています。

ネットワーク

がんばってまーす

自治体担当者の私たちにもできること

石川県金沢市環境局環境指導課技師

木谷 直隆



金沢市は、石川県中央部に位置し、面積 468.64km²、人口約 46 万 5 千人の中核市です。自然に恵まれ、市の東側から南側にかけて山稜と丘陵が連なり、冬季の積雪の雪解け水もあつてか、豊富な山水が浅野川や犀川などの河川や 55 本の用水を巡り、金沢平野の各所に一年を通して供給されます。旧加賀藩の時代には加賀百万石と称して藩祖前田利家公のもと金沢城を中心に城下町が形成されてきました。また、その後も幸い大きな災害や戦禍に遭わずにいたため、古き良き街並みが今なお継承され、一方で、北陸新幹線の開業に伴い観光客の増加も相まって金沢駅周辺地区の整備が進み、「自然」と「文化」、「保存」と「開発」が共存する街として発展しています。



犀川から望む河川敷と医王山系

私が所属する環境指導課は、現在、一室一係体制で廃棄物対策事務と公害対策事務を分掌しており、公害苦情対応については典型 7 公害だけでなく、廃棄物や空き地・空き家に関する苦情についても所管しています。当市の公害苦情の特徴は、先の「豊かな水の恵み」も要因となっているのか、「水質汚濁」に関する苦情の割合が高い傾向にあります。最近では、市街地開発による工事や新規事業所からの騒音等に関する苦情が増加しています。

当課の苦情対応は、通報を受けた後すみやかに職員が現場に向かい、苦情の原因となっている公害等の発生状況を確認するとともに、苦情申出者（被害者）や発生源者から直接お話を伺います。現場にて直接自分の眼と耳で確認することにより、電話だけでは把握できなかった公害の発生・被害状況や、苦情申出者と発生源者それぞれの主張や状況を明瞭に理解することができます。そのうえで、発生源者に対し早急に改善措置や防止対策を講じるよう指導しています。このとき注意しなければならないの

は、発生源者の主張や状況に耳を傾けずに指導してしまうことです。一方的にこちらの主張を突きつけてしまうと、「行政の一方的な要求だ。」と発生源者は反発してしまい、返って指導に耳を貸さなくなる事態に陥ることがあります。そのようなことがないよう、私は、必ず発生源者の主張や状況も十分に伺ったうえで「もし、貴方が苦情申出者の立場であったら、この状況を受忍できますか。」と問いかけることにより、苦情申出者への共感を促し、自発的に改善措置や防止対策を講じるよう指導しています。

しかし、年々苦情件数は増えその内容も多様化しているなか、対応する職員数は増えることはなく、その職員も日々別の業務に従事しながら突発する公害苦情に対応しなければならないため、時には十分に対応できずに問題が長期化することもあります。そのため、苦情の発生を未然に防止することが、住民や事業者だけでなく私たち行政にとっても喫緊の課題であると考えます。

当課では、未然防止策の一つとして、食品製造事業所や食品販売店、飲食店に対する周知啓発活動に力を入れています。これらの事業所（業種）からは、食品の製造や料理の調理過程で使用する設備からの騒音や悪臭のほか、空調設備からの騒音、夜間営業に伴う騒音、ごみや排水設備からの悪臭や汚水の発生など、あらゆる公害が複合して発生するおそれがあります。現に当市では、食品販売店や飲食店の新規開業により発生した公害苦情が、建設・解体工事によるものとともに増加しています。この問題に対処するため、当課では数年前から、



講習風景

金沢市食品衛生協会が定期的で開催している「食品衛生責任者（再）研修会」に講師として参加し、飲食店等から発生する公害苦情について講習を行っています。この研修会は、食品衛生法に基づく食品衛生責任者のために衛生管理に関する講義が中心ですが、公害苦情についても少しの時間をい

ただき、現場担当者から事例を交えて「如何に公害苦情発生の未然防止が重要であるか」を説明しています。未然防止が図られれば、当事者だけでなく行政も含めた全ての関係者の「時間」、「労力」、「金銭」的な負担が、苦情が発生してしまったときに比べてはるかに小さくなるものと推測され、また、何よりも住民や事業者の幸せに繋がると信じて、私は、毎回熱意を持って講義に臨んでいます。

そのこともあってか、先日、私がある事業所に対する苦情を受け事業所に立入りしたところ、対応された責任者は初対面にも拘わらず私のことを知っており、そのことを不思議に思い尋ねると、「あなたの講習を受けました。熱心に講義されていたので印象に残っています。」と講習時の私のことを覚えてくださっていました。その後は、こちらのお話をよく聞いてくださり、公害の原因となっていた設備の早急な改善措置と防止対策を講じることに快諾していただくことができました。結果的には、私たちが考えていた未然防止とはなりませんでしたが、問題の早期解決につながったこともあり、頑張ってきたことが報われたと実感できました。

この例から言えることは、私たち自治体担当者によって実施できる地道な周知啓発活動も、法令等の整備による規制と同様に、苦情発生の未然防止に非常に有効であるのではないかということです。もちろん他の自治体の皆様も大変な苦勞を重ねながら様々な対策や取組を実施しているところですが、もう一度「自治体担当者にもできること」、むしろ「自治体担当者だからこそできること」というような地域に密着した自治体の強みを前向きに意識して、公害苦情対策に励むことが自治体には望まれていると思います。皆様、一緒に頑張りましょう！

公調委レポート

鉄道騒音の現状について

公害等調整委員会事務局

公害紛争処理制度研究官 田口 和也

鉄道は、自動車などと比べて地球環境に対する負荷が少ない交通機関とされているが、大掛かりな施設・設備を要することもあり、鉄道沿線における環境保全は重要な課題である。このうち、鉄道騒音については、かつて社会問題となったこともあり、様々な対策が積み重ねられてきている。

公害等調整委員会でも、鉄道による騒音・振動被害に係る公害紛争の申請が数多くなされ、その解決に努めてきたところである。

本稿は、鉄道騒音に関する環境基準等及び鉄道騒音の音源やその低減対策について、資料の収集や研究機関等の訪問などを通じて、まとめたものである。

鉄道騒音に関する研究や取組には膨大なものがあり、本稿がそれらを網羅したとはいえず、ご指摘を賜りたい。また、文責は筆者が負う。

1 鉄道騒音に関する環境基準等

(1) 鉄道騒音に関する環境基準としては、環境庁（現：環境省）が昭和 50 年 7 月に定めた「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」がある。これは当時、新幹線騒音によって周辺住民に対し各種被害が生じており、一部の地域においては深刻な社会問題となっていたとの認識に基づき策定されたものである。

- ・ 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の主な内容

地域の類型	基準値
I（住居系地域）	70dB 以下
II（商工業地域）	75dB 以下

上り下りの列車を合わせて連続して通過する 20 本の列車について、列車ごとの騒音のピークレベルを測定し、そのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して評価する。

(2) 一方、在来鉄道の騒音については、環境庁が平成 7 年 12 月に「在来鉄道の 신설又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」を発出している。

これは、在来鉄道一般に係る環境基準ではなく、新線建設や大規模改良を行う場合における指針である。

- ・ 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の
主な内容

新線	等価騒音レベル（LAeq）で、昼間（7～22時）60dB以下、夜間（22～翌7時）55dB以下。 なお、住居専用地域等にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

(3) 小田急線騒音被害等責任裁定申請事件

上記の環境基準等とは性格が異なるが、公害等調整委員会において、在来鉄道の騒音について、判断を示したことがある。

本件は、平成4年5月に、当初325人の沿線住民から、鉄道騒音の被害に対する損害賠償を求める申請がなされたものである。これは、小田急線の輸送力向上と踏切の解消を目指した連続立体交差事業が高架・複々線化方式で行われることに対し、沿線住民の中に高架化に反対し地下方式への変更を求める運動が発生したことが背景にあった。

平成10年5月に、一部の申請人について職権調停が成立したが、その内容のうち、騒音の低減に関係のある部分を見ると、①小田急はLAeq 24hを65dB以下とする目標値を設定し、その実現を図ること、②騒音・振動対策として、道床・レール・車輪・車両その他の発生源対策、運行関係では運転速度の抑制、列車ダイヤの変更などを行うこと、が盛り込まれた。

また、同年7月、その他の申請人について裁定が行われ、申請を一部認容した。本裁定ではLAeq 24h（24時間等価騒音レベル）が70dB以上又はLAmx（騒音の最大値）が85dB以上の騒音に曝露（ばくろ）された申請人に対し、受忍限度を超える被害を受けたと認定した。

(4) WHOのガイドライン

昨年（2018年）10月、WHOは、ヨーロッパ向けの騒音ガイドラインの改訂を公表した。

WHOは、過剰な騒音への曝露が、心疾患を含む様々な健康影響の誘因になっているとして、ヨーロッパの政策当局者が同ガイドラインを用いるよう勧めている。また、世界の他の地域でも適用できるとしている。

同ガイドラインは、道路騒音、鉄道騒音、航空機騒音、風力発電機の騒音、レジャー騒音に分けて、それぞれ数値を示している。

このうち、鉄道騒音についてはLdenで54dB以下、Lnightで44dB以下（注）とされている。

ちなみに、道路騒音についてはLdenで53dB以下、Lnightで45dB以下、航空機騒音についてはLdenで45dB以下、Lnightで40dB以下、風力発電機についてはLdenで45dB以下、レジャー騒音（騒音の大きい娯楽のための施設、スポーツや音楽のイベントなどのほか、音量の大きい音楽の個人的な聴取も含む。）についてはLAeq 24hで70dB以下とされている。

（注）Lden（エルデン）とは、時間帯補正等価騒音レベルのことで、日中（7:00～19:00）に対し、夕方（19:00～22:00）の騒音については+5dB、夜間（22:00～翌7:00）の騒音については+10dBの重み付けをして評価するもの。

Lnightは、夜間における等価騒音レベルのこと。

2 鉄道騒音の音源と対策

鉄道騒音については、在来鉄道と新幹線とで、それぞれ特徴があるが、ここでは、まず在来鉄道を中心に音源と対策について、次に、新幹線に特有な音源と対策について、記述する。

(1) 鉄道騒音の音源と対策

- 鉄道騒音に関するデータとしては、平成7年の指針が通知される以前のやや古い測定結果ではあるが、以下の数値がある。

（列車速度：90km/h、観測点：近接側軌道中心からの水平距離12.5m、一列車通過時の時間重み特性Sでの最大値）

平地区間（バラスト軌道、防音壁なし） 82～87dB

高架橋区間（バラスト軌道、防音壁あり） 71～76dB

高架橋区間（スラブ軌道、防音壁あり） 75～80dB

- 鉄道騒音の音源については、①車輪とレール、②駆動系（主電動機等）、③構造物に分かれる。

その詳細と対策は、以下のとおりとなっている。

- ① 車輪とレールについては、転動音、レールの継目で起こる衝撃音、急曲線区間でのきしみ音（きしり音）などがある。

このうち、転動音については、車輪とレールに微小な凹凸があるため加振力が生じ、双方が振動することによって発生する。

対策としては、使用に伴い凹凸が大きくなる（車輪の「フラット化」、レールの波状磨耗など）ので、車輪を真円に近づける転削、レールの削正を行う。これらの管理による転動音の低減効果は、最大で7.5dBとされる。

- ・ レールの継目での衝撃音に関しては、継目部の騒音が中間部と比較して5～8dB大きいというデータがある。

その対策として、ロングレール化（継目の溶接）によって継目の隙間をなくす方法が一般的である。ロングレールの端は伸縮継目としてレールが斜めに重なって接続されている。

伸縮継目の片方はトングレールという先端が尖ったレールを用い、もう一方の受けレールは、トングレールに斜めに重なって接続しながら外側に反向曲線状に曲げられている。温度変化によるレールの伸縮は、受けレールで対応する。

- ・ 急曲線区間でのきしみ音については、車輪への制振リングの取り付け、塗油、散水で対応している。

② 駆動系では、電車の場合、主電動機ファン音が問題となる。

主電動機ファン音は、主電動機と同軸で高速回転する冷却用ファンから発生する空力音で、M車（電動車）からの騒音レベルは、速度の6乗に比例する。

旧国鉄車両に多かった外扇形モータ（冷却用ファンがモータ枠の外側にあるタイプ）では、鉄道騒音のうち主電動機ファン音がもっとも大きい音源であった（12.5m地点で78.5dBの鉄道騒音が発生、うち主電動機ファン音の寄与度は83%と推定）。

その後、ファン構造の改良が進められ、内扇形モータ（冷却用ファンがモータ枠の内側にあるタイプ）では、12.5m地点で72.5dB、主電動機ファン音の寄与度は33%と、外扇形と比べ騒音が減少した。

現在では、ファンを使わない全閉型主電動機が開発されている。主電動機について、永久磁石電動機の採用などで、モータを小型化、高効率化し、発熱量を減らすとともに、発生した熱は、熱伝導により主電動機の表面に伝え、放熱フィンなどから放熱する仕組みとなっている。更なる低騒音化に加え、電動機内部に塵埃（じんあい）が侵入せず保守省力化にも資するため、導入が進んでいる。

③ 構造物騒音は、車輪・レール間で発生した振動が構造物に伝わって放射される音である。コンクリート橋と鋼橋では、一般的に後者の方が構造物音は大きい。

対策としては、①で挙げた車輪・レール間の加振力低減がある。

さらに、レール・構造物間の振動伝達を遮断する対策があり、バラスト軌道では、バラストの下へのバラストマットの敷設、コンクリート・マクラギの下をウレタンゴムなどの軟らかい材料で覆った有道床弾性マクラギを用いるなどの対策がある。また、コンクリートを用いるスラブ軌道は、砕石を敷くバラスト軌道より騒音・振動が大きく出るため、上記のほか、吸音効果を狙ったスラブ軌道への砕石の散布やレールの下への低ばね軌道

パッドの取付けなどの対策がとられている。また、最近では、ラダーマクラギ（後述）をコイルバネで支持したフローティング・ラダー軌道の導入も進められている。

このほか、橋梁（きょうりょう）部材の制振、鋼橋下面への遮音板の設置などがある。

- ・ コンクリート構造の高架橋では、防音壁を設置するのが通常であるが、その形状についてみると、直立型のほか、より騒音低減効果が高い逆L字型、Y字型などがあり、新幹線では逆L字型防音壁の設置が進んでいる。

また、騒音低減効果をさらに高めるため、吸音パネルや干渉型防音装置を設置するようになっている。

吸音パネルは、メーカーにより様々な素材を用いているようだ。2枚の板の間にグラスウールなどの吸音材を挟むものや、2枚の板のうち鉄道側が吸音素材でできているものなどがある。

干渉型防音装置は、入射音と反射音を干渉させて騒音を減衰させるものである。

- ・ このほか、上記の防音壁では高層建築物への音の遮蔽が難しい（特に、複々線など高架橋の幅が広い場合）ため、線路と線路の間のレールの近接位置に低い防音壁（線間防音壁又はレール近接防音壁）を設置して、車両下部からの騒音を防ぐことも行われている。

- 上記①～③を通じて、車両の軽量化も有効であり、最近製造される車両の構体（主構造）は、普通鋼より板厚を薄くできるステンレス鋼やアルミニウム合金を用いるものが大半を占めている。

これは、高速化への対応、省エネや軌道への負担軽減にも資する。なお、普通鋼では腐食防止のため塗装が必要だが、ステンレス鋼もアルミ合金も、基本的には塗装が不要のため、塗料の溶剤による環境問題も抑えることができる。

- ・ 台車については、初期の鋳鋼製台車枠から溶接組立台車枠へ、また最近では、ボルスタ（枕ばり）がなく、構造がより簡略化されたボルスタレス台車の導入が進んでいる。

(2) 新幹線騒音の音源と対策

走行中の新幹線からは、空力音、転動音、集電音、構造物音など多種多様な騒音が発生する。

転動音は速度の2～3乗に比例するのに対し、空力音は速度の6乗に比例する。このため、車両下部音の音源別寄与度を見ると、275 km/h では転動音が8割以上を占めるが、360 km/h では空力音が75%近くになる。

- 空力音の低減対策としては、風を切る場所を減らすことが有効であり、車体表面の平滑化のため、台車カバー、ドアや窓の車体との段差解消、車両間の隙間をなくすカバー（車間幌（ほろ）、一部車両では全周平滑幌）の導入などが進められている。

また、パンタグラフについても、「く」の字型をしたシングルアーム・パンタグラフやパンタグラフ・カバー、パンタグラフを支える碍子（がいし）についての低騒音型碍子や碍子覆いなどの対策のほか、1編成当たりのパンタグラフは2基とし、うち1基は折り畳み、1基だけで集電する方式も導入されている。

- 一方、車両下部から発生する空力音や転動音を抑えるため、最近の車両では、車体下部への吸音パネルの設置が始められた。これは、車両下部音が防音壁と車体との間で反射を繰り返す、防音壁外部に騒音が逃げていくことを防ぐ効果がある（約 0.9dB）。なお、吸音パネルは、防音壁より車両に取り付けた方が、コスト面で有利となる。

- 新幹線の高速化に伴って対策が必要とされるようになったのが、トンネル微気圧波である。これは、列車が高速でトンネルに突入すると、トンネル内に圧縮波が形成され、反対側の坑口から外部に向かってパルス状の圧力波を放出するもので、「トンネル・ポン」と言われ、沿線に騒音・振動の環境問題を引き起こす。

その解決に資するため、先頭部のデザイン（ノーズの長さ）やトンネル入口の緩衝工設置などの対策が採用されている。

(3) その他（最新の研究と対策）

① レール防音材

レール防音材は、現在研究中の対策で、レールの頭頂部を除いた面を覆ってレールからの放射音を封じ込めようとするものである。内側はエチレンプロピレンゴム、外側は制振鋼板の2層構造となっており、レールを挟み込むように装着し、レール近傍で2dB、12.5m地点で1dBの低減効果がある。

② ラダー軌道

従来のレールに対して直角に敷設するマクラギと異なり、プレストレスト・コンクリート（PC）製（注）の縦はりにレールを締結し、縦はりの間は鋼管製継材で繋いだ、梯子状の縦マクラギを用いた軌道のことを「ラダー軌道」という。

ラダー軌道は、PC 製縦はりが本来のレールとともに複合レールを構築する形態となり、剛性が向上するとともに、列車荷重を面で受けるため、横座屈（曲がり・ねじれ）に対する安定性が高く、道床に対する負荷も軽減されることから、安全性と保守の軽減に資する。

ラダー軌道の導入実績は、全国で約 60km になっている。

(注) プレストレスト・コンクリート (PC) は、PC 鋼材(強度が通常の鉄筋の 5～6 倍)を引っ張り、張力を与えた後にコンクリートに固定し、PC 鋼材が元に戻ろうとする力により、あらかじめコンクリートに圧縮力が掛かっている状態 (プレストレス) となったコンクリート材。

通常のコンクリートが、圧縮力には強いが引っ張り力には弱い性質を持つのに対し、PC では荷重が掛かっても、引っ張り力が発生しないか、又は制御することができ、材料のひび割れを防ぐことができる。

- ・ バラスト・ラダー軌道

ラダー・マクラギをバラスト軌道に用いたものが、バラスト・ラダー軌道であり、通常のバラスト軌道と比べて列車荷重が分散されるため、バラストの沈下と砕石の破損を遅らせる効果がある。

- ・ フローティング・ラダー軌道

コンクリート路盤で用いられ、路盤とラダー・マクラギとの間に防振材や防振装置をはさんでラダー・マクラギを支持する方法で、騒音・振動を軽減し、構造物騒音の解消に大きな効果がある。

種類としては、路盤に台座を設置し、下面にポリウレタン防振材、側面に緩衝材を介してラダー・マクラギを支持するもの、低剛性バネの防振装置を設置するものがある。

本稿は、はじめ鉄道騒音の音源やその低減対策について、記述する予定だったが、折りしも、昨年 10 月に WHO のガイドラインが改定され、具体的な数値が新たに示されたことから、これについても簡単に記述した。同ガイドラインは作成されたばかりだが、こんにち環境や健康を守るための取組みが国際的に求められるようになっており (SDGs のような包括的な取組みも進められている)、今後どのような影響があるか注目される。

さて、上記のように、鉄道騒音は様々な音源があるが、それぞれ低減対策が進められている。それらの対策は、同時に車両の高速化、保守の省力化、省エネなどにも資するように作られている。また、対策の進展に伴い、鉄道車両 (例えば、新幹線の先頭形状など) や高架橋、線路なども目に見える変化が起きている。

今後も、更なる対策の進化が期待される。

平成 29 年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の受付状況や処理状況の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第 49 条の 2^{*}に基づき、地方公共団体の協力を得て、毎年、「公害苦情調査」を実施しています。

〔^{*}公害紛争処理法第 49 条の 2

中央委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができる。〕

平成 29 年度の調査結果については、平成 30 年 12 月 25 日に公表し、調査結果の要旨を本誌に掲載いたしました。

詳しくは公害等調整委員会のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

●公害等調整委員会ホームページ 広報・報告・統計 | 公害苦情調査結果

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-29_index_00001.html

なお、上記のページのうち「12. 統計表一覧（政府統計の総合窓口）」は、「e-Stat（政府統計の総合窓口）」にリンクしており、こちらに各項目の詳細データが excel 表にて掲載されておりますので、併せてご活用ください。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00201001&tstat=000001123455&cycle=0&result_page=1&second=1&second2=1&tclass1val=0

公害等調整委員会のホームページでは、過去の調査結果をバックナンバーとして掲載していますので、今後の公害に関する苦情の適切な処理や運営にご活用いただければ幸いです。

なお、地方公共団体の皆様には本調査の実施にあたり、ご協力いただきましたことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。引き続き、本調査へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本調査のお問い合わせ先は次のとおりです。

公害等調整委員会事務局総務課調査研究係 TEL : 03-3581-9956

1 全国の公害苦情受付件数

平成 29 年度の全国の公害苦情の新規受付件数は 68,115 件

前年度に比べ 1,932 件 (2.8%) の減少

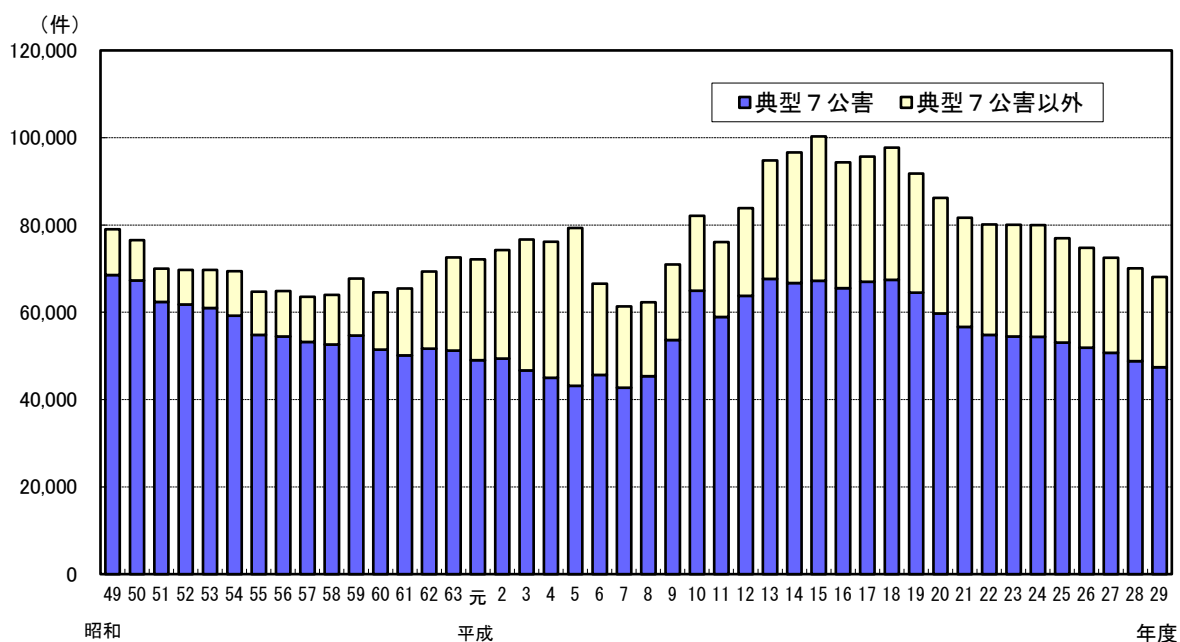
平成 19 年度以降 11 年連続で減少

平成 29 年度に新規に受け付けた公害苦情件数は 68,115 件で、28 年度に比べ 1,932 件 (対前年度比 2.8%) 減少しており、19 年度以降は 11 年続けて減少している。

そのうち典型 7 公害の件数は 47,437 件で、前年度に比べ 1,403 件 (対前年度比 2.9%) 減少、典型 7 公害以外の件数は 20,678 件で、前年度に比べ 529 件 (同 2.5%) 減少している。

〔 典型 7 公害とは、環境基本法に定める「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。 〕

図 1 全国の公害苦情受付件数の推移



注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

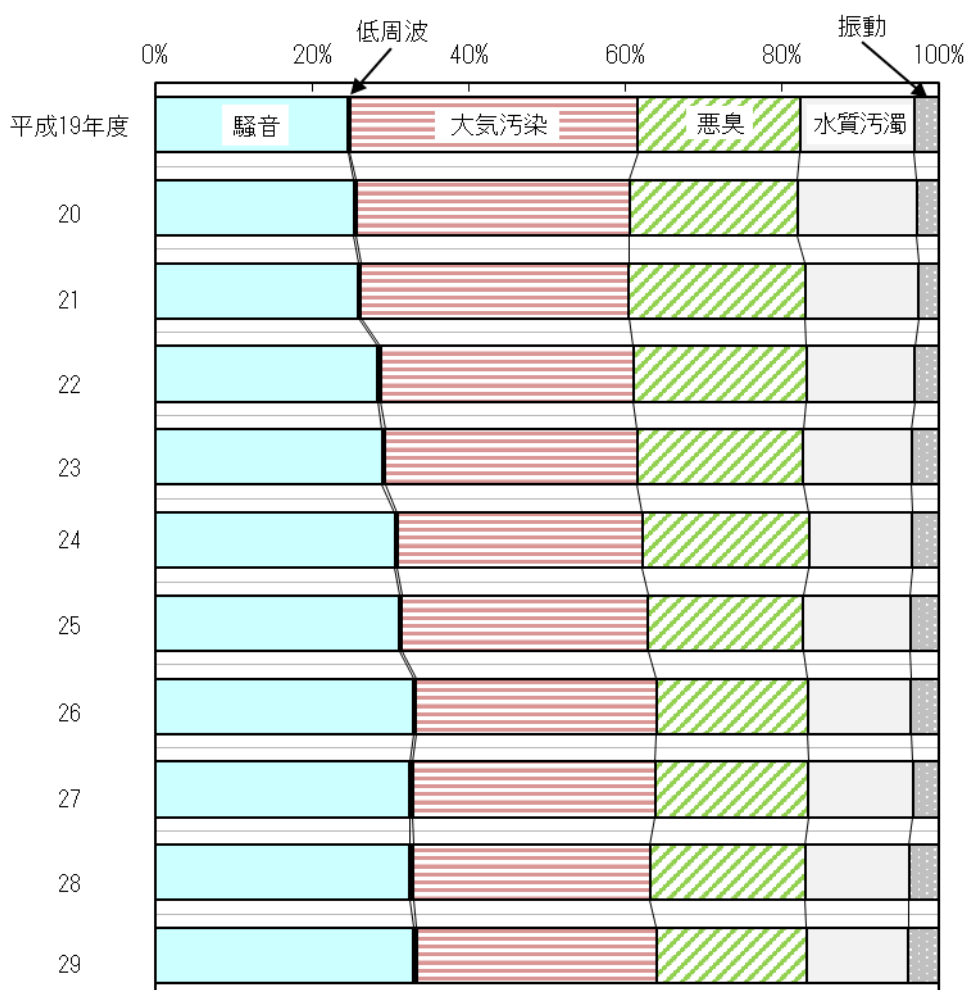
注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域 (青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村) の苦情件数が含まれていない。以下の図表において同じ。

2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数のうち「騒音」及び「大気汚染」がそれぞれ3割強

平成29年度の典型7公害の公害苦情受付件数(47,437件)を種類別にみると、「騒音」が15,743件(33.2%)と最も多く、次いで、「大気汚染」が14,450件(30.5%)、「悪臭」が9,063件(19.1%)、「水質汚濁」が6,161件(13.0%)、「振動」が1,831件(3.9%)、「土壌汚染」が166件(0.3%)、「地盤沈下」が23件(0.0%)となっている。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



注)「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、母数には含んでいるものの、図中には表示していない。

【参考】

「騒音」では、建築、解体工事、屋外作業場(資材置場)、ピアノ等の楽器、草刈り機等、カラオケボックス、鳥獣追い払い用の爆音機などによるものがある。

「大気汚染」では、野焼きによるものが多く、そのほか、薪ストーブ、暖炉、銭湯の煙、解体工事における粉じんの飛散、近隣住宅での自動車のアイドリングなどによるものがある。

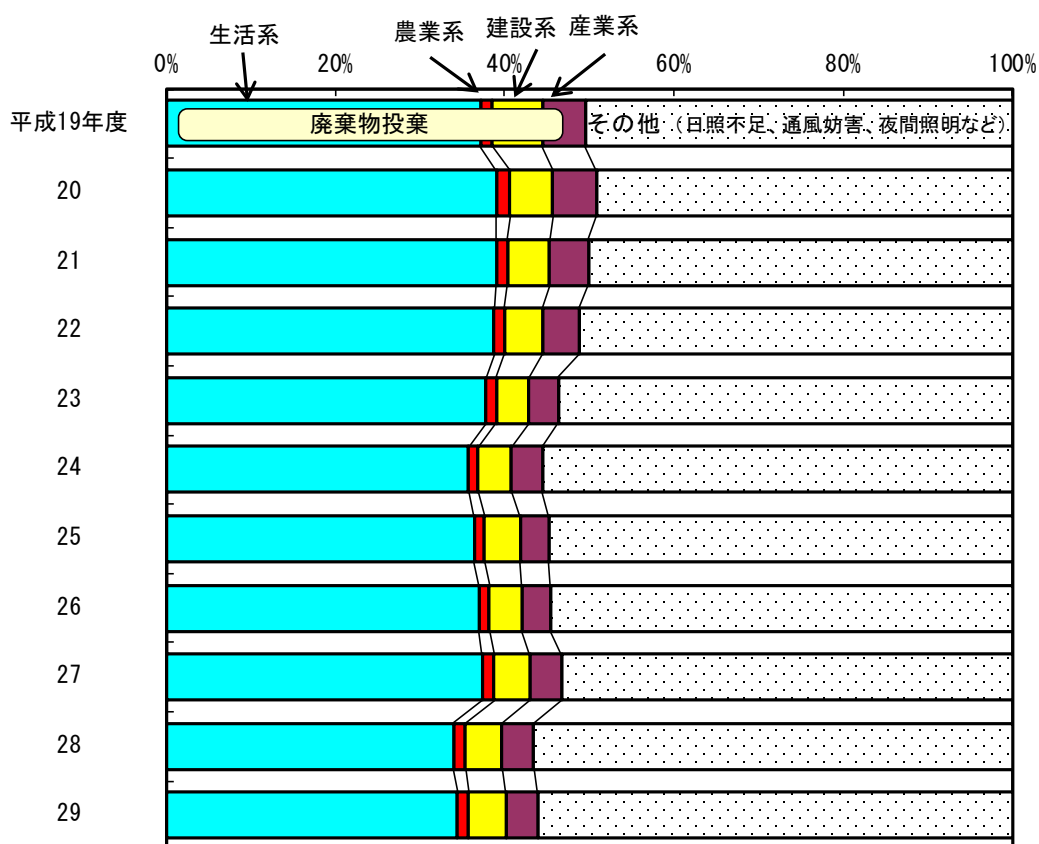
3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

「廃棄物投棄」は、典型7公害以外の公害苦情受付件数の4割強

平成29年度の典型7公害以外の公害苦情受付件数（20,678件）のうち、「廃棄物投棄」が9,076件（43.9%）を占めている。

その廃棄物投棄の内訳をみると、「生活系」が7,130件（78.6%）と最も多く、次いで、「建設系」が925件（10.2%）、「産業系」が759件（8.4%）、「農業系」が262件（2.9%）となっている。

図3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



注) 典型7公害以外の苦情の分類

廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生した畜産関係の動物の死骸、ふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生した建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に卸売・小売業、飲食店、宿泊業等の産業における業務から排出したごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他	高層建築物等による日照不足、通風妨害、深夜の照明や光等に対する苦情、テレビ・ラジオ等の受信妨害や違法電波等に対する苦情等	

4 主な発生源別公害苦情受付件数

主な発生源は、「会社・事業所」が全体の約4割、うち一番多いのが「建設業」
「個人」は全体の約3割

平成29年度の公害苦情受付件数（68,115件）を 主な発生源別にみると、「会社・事業所」が28,468件（41.8%）、「個人」が21,883件（32.1%） となっている。

「会社・事業所」の中では、「建設業」が10,557件（公害苦情受付件数の15.5%）と最も多く、次いで、「製造業」が5,274件（同7.7%）となっている。

表1 主な発生源別公害苦情受付件数

（単位：件）

公害の主な発生源	平成29年度	
	件数	構成比(%)
合計	68,115	100.0
会社・事業所	28,468	41.8
農業	1,458	2.1
林業	88	0.1
漁業	86	0.1
鉱業	166	0.2
建設業	10,557	15.5
製造業	5,274	7.7
電気・ガス・熱供給・水道業	266	0.4
情報通信業	50	0.1
運輸業	1,111	1.6
卸売・小売業	1,230	1.8
金融・保険業	18	0.0
不動産業	442	0.6
飲食店、宿泊業	2,303	3.4
医療、福祉	337	0.5
教育、学習支援業	268	0.4
複合サービス事業	368	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	2,870	4.2
公務（他に分類されないもの）	354	0.5
分類不能の産業	1,222	1.8
個人	21,883	32.1
その他	6,210	9.1
不明	11,554	17.0

注1) 「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。

注2) 「その他」とは、発生源が自然である場合などをいう。

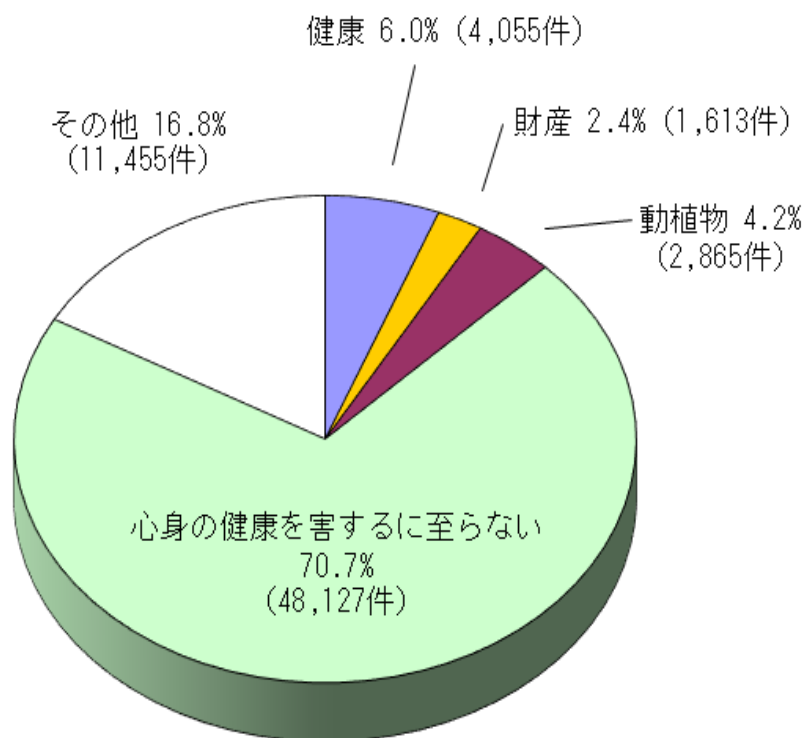
注3) 「不明」とは、発生源が全く分からない場合などをいう。

5 被害の種類別公害苦情受付件数

「健康」「動植物」「財産」被害を合わせると1割強

平成29年度の公害苦情受付件数(68,115件)を被害の種類別にみると、「健康」が4,055件(6.0%)、「動植物」が2,865件(4.2%)、「財産」が1,613件(2.4%)、「心身の健康を害するに至らない」が48,127件(70.7%)となっている。

図4 被害の種類別公害苦情受付件数の割合



注) 「心身の健康を害するに至らない」被害とは、心身の健康を害するに至らない程度のもので、実際に治療を受けていない状態の被害、うるさい、臭い、汚い、不快などの感覚的・心理的被害をいう。

6 単独型・複合型公害の公害苦情受付件数

約1割が「複合型公害」

複合型公害で多い組合せは、「大気汚染」と「悪臭」、「騒音」と「振動」

平成29年度の公害苦情受付件数(68,115件)のうち、公害の種類が1種類のものである「単独型公害」は61,808件(90.7%)、複数のものである「複合型公害」は6,307件(9.3%)となっている。

「複合型公害」について主な公害と関連する公害を種類別にみると、主な公害を「大気汚染」、関連する公害を「悪臭」とするものが1,496件と最も多く、次いで、主な公害を「騒音」、関連する公害を「振動」とするものが1,365件となっている。

表2 複合型公害の主な公害及び関連する公害の公害苦情受付件数

(単位：件)

公害の種類	主な公害	関連する公害											
		合計	典型7公害										典型7公害以外
			計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
合計	6,307	6,754	5,912	1,123	230	94	898	1,472	9	2,086	842		
公害苦情受付件数													
典型7公害	6,084	6,505	5,713	1,068	198	78	871	1,469	9	2,020	792		
大気汚染	2,017	2,136	1,909	0	13	9	294	95	2	1,496	227		
水質汚濁	417	431	319	7	0	54	3	0	0	255	112		
土壌汚染	21	23	13	1	8	0	2	0	0	2	10		
騒音	2,175	2,377	2,194	509	15	2	38	1,365	2	263	183		
振動	435	475	449	62	0	0	379	0	4	4	26		
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
悪臭	1,019	1,063	829	489	162	13	155	9	1	0	234		
典型7公害以外	223	249	199	55	32	16	27	3	0	66	50		
構成比(%)													
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
典型7公害	96.5	96.3	96.6	95.1	86.1	83.0	97.0	99.8	100.0	96.8	94.1		
大気汚染	32.0	31.6	32.3	0.0	5.7	9.6	32.7	6.5	22.2	71.7	27.0		
水質汚濁	6.6	6.4	5.4	0.6	0.0	57.4	0.3	0.0	0.0	12.2	13.3		
土壌汚染	0.3	0.3	0.2	0.1	3.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	1.2		
騒音	34.5	35.2	37.1	45.3	6.5	2.1	4.2	92.7	22.2	12.6	21.7		
振動	6.9	7.0	7.6	5.5	0.0	0.0	42.2	0.0	44.4	0.2	3.1		
地盤沈下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
悪臭	16.2	15.7	14.0	43.5	70.4	13.8	17.3	0.6	11.1	0.0	27.8		
典型7公害以外	3.5	3.7	3.4	4.9	13.9	17.0	3.0	0.2	0.0	3.2	5.9		

注1)「関連する公害」とは、「主な公害」のほかに同時に申し立てている公害苦情の種類を4種類まで計上したものである。
 注2)「公害の種類」欄の「騒音」に対する、「関連する公害」欄の「騒音」の38件は、「低周波音騒音」を関連する公害として計上しているものである。

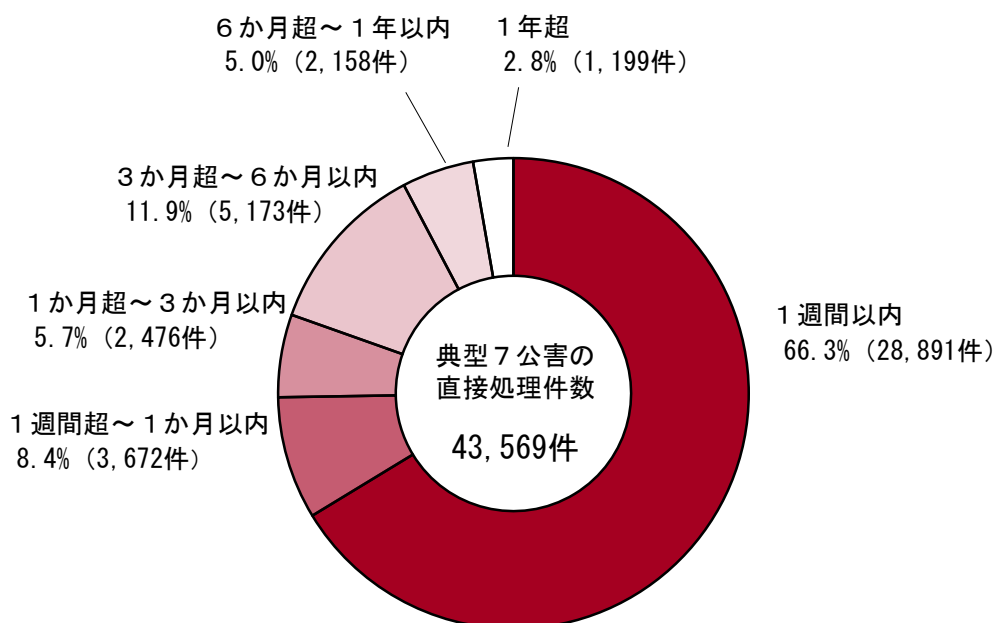
7 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

苦情の2/3は「1週間以内」、3/4は「1か月以内」に処理

平成29年度に新規に受け付けた公害苦情件数は68,115件、前年度から繰り越された公害苦情件数は4,569件となっている。これらの処理状況をみると、公害苦情相談窓口等で平成29年度内に直接処理が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は61,557件となっており、このうち、「典型7公害」は43,569件（直接処理件数の70.8%）、「典型7公害以外」は17,988件（同29.2%）となっている。

平成29年度の典型7公害の直接処理件数（43,569件）について、苦情の申立てから処理までに要した期間別にみると、「1週間以内」が28,891件（66.3%）、「1週間超～1か月以内」が3,672件（8.4%）、「1か月超～3か月以内」が2,476件（5.7%）、「3か月超～6か月以内」が5,173件（11.9%）、「6か月超～1年以内」が2,158件（5.0%）、「1年超」が1,199件（2.8%）となっている。

図5 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合



注)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

表3 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	1週間以内	1週間超～ 1か月以内	1か月超～ 3か月以内	3か月超～ 6か月以内	6か月超～ 1年以内	1年超
直接 処理 件数	合計	43,569	28,891	3,672	2,476	5,173	2,158	1,199
	大気汚染	13,289	10,308	710	500	1,287	314	170
	水質汚濁	5,321	4,366	473	170	145	90	77
	土壌汚染	145	110	12	4	8	6	5
	騒音	14,853	7,771	1,522	1,163	2,538	1,222	637
	低周波	178	56	35	19	35	23	10
	振動	1,778	847	216	259	268	106	82
	地盤沈下	21	14	4	1	0	1	1
	悪臭	8,162	5,475	735	379	927	419	227
構成 比 (%)	合計	100.0	66.3	8.4	5.7	11.9	5.0	2.8
	大気汚染	100.0	77.6	5.3	3.8	9.7	2.4	1.3
	水質汚濁	100.0	82.1	8.9	3.2	2.7	1.7	1.4
	土壌汚染	100.0	75.9	8.3	2.8	5.5	4.1	3.4
	騒音	100.0	52.3	10.2	7.8	17.1	8.2	4.3
	低周波	100.0	31.5	19.7	10.7	19.7	12.9	5.6
	振動	100.0	47.6	12.1	14.6	15.1	6.0	4.6
	地盤沈下	100.0	66.7	19.0	4.8	0.0	4.8	4.8
	悪臭	100.0	67.1	9.0	4.6	11.4	5.1	2.8

8 被害の発生態様別典型7公害の直接処理件数

被害の約5割は「一時的・一過性現象」

平成29年度の典型7公害の直接処理件数（43,569件）について被害の発生態様別にみると、「一時的・一過性現象」が21,501件（49.3%）と最も多く、次いで、「経常的な発生」が8,341件（19.1%）、「一定期間の常時発生」が5,749件（13.2%）、「季節的・周期的発生」が3,623件（8.3%）となっている。

表4 被害の発生態様別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	経常的な発生	季節的・周期的発生	一定期間の常時発生	一時的・一過性現象	その他	不明
直接処理件数	合計	43,569	8,341	3,623	5,749	21,501	1,391	2,964
	大気汚染	13,289	1,196	1,574	1,133	8,158	431	797
	水質汚濁	5,321	489	167	206	3,853	129	477
	土壌汚染	145	14	4	18	89	11	9
	騒音	14,853	4,287	957	3,142	5,191	494	782
	低周波	178	107	10	16	24	4	17
	振動	1,778	286	21	624	732	60	55
	地盤沈下	21	8	2	1	2	5	3
	悪臭	8,162	2,061	898	625	3,476	261	841
構成比(%)	合計	100.0	19.1	8.3	13.2	49.3	3.2	6.8
	大気汚染	100.0	9.0	11.8	8.5	61.4	3.2	6.0
	水質汚濁	100.0	9.2	3.1	3.9	72.4	2.4	9.0
	土壌汚染	100.0	9.7	2.8	12.4	61.4	7.6	6.2
	騒音	100.0	28.9	6.4	21.2	34.9	3.3	5.3
	低周波	100.0	60.1	5.6	9.0	13.5	2.2	9.6
	振動	100.0	16.1	1.2	35.1	41.2	3.4	3.1
	地盤沈下	100.0	38.1	9.5	4.8	9.5	23.8	14.3
	悪臭	100.0	25.3	11.0	7.7	42.6	3.2	10.3

注1)「一時的・一過性現象」とは、一時的に行われる野焼き、突発的な事故等によるものをいう。

注2)「経常的な発生」とは、工場操業などに伴い常時発生するものをいう。

注3)「一定期間の常時発生」とは、建築・土木工事などに伴い一定の期間に発生するものをいう。

注4)「季節的・周期的発生」とは、農薬散布のように季節的又は1日以上空けて繰り返し発生するものをいう。

9 被害戸数別典型7公害の直接処理件数

被害戸数「1戸」の被害が約9割（「不明」を除く）

平成29年度の典型7公害の直接処理件数(43,569件)について被害戸数別にみると、「1戸」が21,650件（「不明」を除いた件数の87.8%）、「2～4戸」が2,124件（同8.6%）、「5戸以上」が895件（同3.6%）となっている。

表5 被害戸数別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	1戸	2～4戸	5戸以上	不明
直接 処 理 件 数	合計	43,569	21,650	2,124	895	18,900
	大気汚染	13,289	6,047	619	230	6,393
	水質汚濁	5,321	778	117	105	4,321
	土壌汚染	145	54	5	2	84
	騒音	14,853	9,649	755	280	4,169
	低周波	178	137	5	0	36
	振動	1,778	1,178	155	46	399
	地盤沈下	21	11	0	0	10
	悪臭	8,162	3,933	473	232	3,524
構 成 比 (%)	合計	100.0	87.8	8.6	3.6	
	大気汚染	100.0	87.7	9.0	3.3	
	水質汚濁	100.0	77.8	11.7	10.5	
	土壌汚染	100.0	88.5	8.2	3.3	
	騒音	100.0	90.3	7.1	2.6	
	低周波	100.0	96.5	3.5	0.0	
	振動	100.0	85.4	11.2	3.3	
	地盤沈下	100.0	100.0	0.0	0.0	
	悪臭	100.0	84.8	10.2	5.0	

注) 構成比(%)は、「不明」を除いた割合である。

10 処理方法別典型7公害の直接処理件数

公害苦情相談窓口等が行った処理方法の約6割は「発生源側に対する行政指導が中心」ただし、「水質汚濁」、「低周波」及び「地盤沈下」では、「原因の調査が中心」が最多

平成29年度の典型7公害の直接処理件数(43,569件)について 公害苦情相談窓口等が行った処理方法別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が26,347件(60.5%)と最も多く、次いで、「原因の調査が中心」が10,555件(24.2%)、「申立人に対する説得が中心」が1,640件(3.8%)、「当事者間の話し合いが中心」が886件(2.0%)となっている。

なお、「水質汚濁」、「低周波」及び「地盤沈下」では「原因の調査が中心」が最も多くなっている。

表6 処理方法別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	発生源側に対する行政指導が中心	当事者間の話し合いが中心	申立人に対する説得が中心	原因の調査が中心	その他
直接処理件数	合計	43,569	26,347	886	1,640	10,555	4,141
	大気汚染	13,289	9,688	107	359	2,087	1,048
	水質汚濁	5,321	1,825	49	109	2,612	726
	土壌汚染	145	57	7	11	43	27
	騒音	14,853	9,413	488	714	2,735	1,503
	低周波	178	20	9	20	109	20
	振動	1,778	1,189	64	69	320	136
	地盤沈下	21	3	3	3	6	6
	悪臭	8,162	4,172	168	375	2,752	695
構成比(%)	合計	100.0	60.5	2.0	3.8	24.2	9.5
	大気汚染	100.0	72.9	0.8	2.7	15.7	7.9
	水質汚濁	100.0	34.3	0.9	2.0	49.1	13.6
	土壌汚染	100.0	39.3	4.8	7.6	29.7	18.6
	騒音	100.0	63.4	3.3	4.8	18.4	10.1
	低周波	100.0	11.2	5.1	11.2	61.2	11.2
	振動	100.0	66.9	3.6	3.9	18.0	7.6
	地盤沈下	100.0	14.3	14.3	14.3	28.6	28.6
	悪臭	100.0	51.1	2.1	4.6	33.7	8.5

1.1 防止対策の実施状況別典型7公害の直接処理件数

約5割で「防止対策」を実施

うち最も多い防止対策は「作業方法、使用方法の改善」

(1) 防止対策実施の有無等

平成29年度の典型7公害の直接処理件数（43,569件）について、苦情処理のための防止対策の実施の有無についてみると、「講じた」は21,476件（49.3%）、「講じなかった」は8,039件（18.5%）となっている。

「講じなかった」理由の内訳では、「話し合い等により解決」が2,106件（4.8%）と最も多くなっている。

表7 防止対策実施の有無別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

	合計	防止対策を講じた	防止対策を講じなかった						不明
			計	話し合い等により解決	対策資金不足	技術的に困難	他法令の制約	その他	
直接処理件数	43,569	21,476	8,039	2,106	83	428	47	5,375	14,054
構成比(%)	100.0	49.3	18.5	4.8	0.2	1.0	0.1	12.3	32.3
（ ）内は防止対策を講じなかった理由内訳の構成比			(100.0)	(26.2)	(1.0)	(5.3)	(0.6)	(66.9)	

(2) 防止対策の内容

防止対策を講じた典型7公害の直接処理件数（21,476件）について、実施した防止対策の内容別にみると、「作業方法、使用方法の改善」が9,333件（43.5%）と最も多く、次いで、「原因物質の撤去、回収、除去」が3,155件（14.7%）、「営業・操業停止、行為の中止」が2,908件（13.5%）、「機械、施設の改善」が1,506件（7.0%）などとなっている。

表8 実施した防止対策の内容別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

	合計	実施した防止対策の内容									
		事業所の移転	機械、施設の移転	機械、施設の改善	故障の修理、復旧	作業方法、使用方法の改善	営業・操業等時間の変更、短縮	営業・操業停止、行為の中止	原因物質の撤去、回収、除去	被害者の建物等への防止対策	その他
防止対策を講じた直接処理件数	21,476	39	137	1,506	712	9,333	640	2,908	3,155	297	2,749
構成比(%)	100.0	0.2	0.6	7.0	3.3	43.5	3.0	13.5	14.7	1.4	12.8

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成30年10月～12月）

平成30年10月～12月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
10月5日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 第2回審問期日	東京
10月9日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 第3回審問期日	東京
10月10日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件 第4回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成30年10月～12月）

受付事件の概要

熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

（平成30年（セ）第5号事件）平成30年11月1日受付

本件は、申請人らは、隣接する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、喘息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているとして、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めるものです。

銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

（平成30年（セ）第6号事件）平成30年11月2日受付

本件は、申請人は、隣接する製氷工場（被申請人）からの騒音・低周波音・振動により、不眠及びそれに伴う疲労感並びに頭部圧迫感の健康被害等が生じたため、精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料として、損害賠償金550万円等の支払を求めるものです。

春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

（平成30年（セ）第7号事件）平成30年11月5日受付

本件は、申請人の使用している墓所に隣接する廃棄物焼却施設（小牧市所在）からのば

い煙、錆により申請人の所有する墓石に変色が生じたのは、墓地の管理者である春日井市（被申請人）の管理義務の不履行によるものであり、物理的被害及び精神的損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金222万5840円の支払を求めるものです。

国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（平成30年（セ）第8号事件）平成30年11月20日受付

本件は、申請人は、建築会社（被申請人）が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるとして、被申請人に対し、損害賠償金92万2720円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

（平成30年（ゲ）第10号）

1 事件の概要

平成30年8月20日、東京都文京区の住民1人から、東京都を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年10月9日付けで行い、本事件は終結しました。

埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

（平成28年（セ）第4号事件・平成29年（セ）第6号事件）

1 事件の概要

平成28年12月27日、埼玉県杉戸町の住民1人から、運送会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、申請人宅に隣接する駐車場で被申請人が大型トラックを稼働させることによって発生する騒音・振動及び悪臭により、睡眠不足や気分が悪くなる等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金402万3,470円の支払を求めたものです。

その後、平成 29 年 6 月 8 日、同町の住民 2 人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委平成 29 年（セ）第 6 号事件）、裁定委員会は、同年 7 月 4 日、これを許可しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成30年10月9日、申請人及び参加人らの本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成30年10月～12月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
北海道 平成30年(調)第2号事件	水産加工品製造会社からの大気汚染被害防止請求事件	30.10.11
栃木県 平成30年(調)第2号事件	鑄造製鋼原料加工販売業者土壌汚染物質撤去等請求事件	30.12.17
群馬県 平成30年(調)第1号事件	プラスチック破碎工場からの騒音等被害防止請求事件	30.10.10
東京都 平成30年(調)第3号事件	事業場からの騒音防止措置及び損害賠償請求事件	30.11.9
長野県 平成30年(調)第3号事件	リニア事業公害防止協定締結請求事件	30.11.22
大阪府 平成30年(調)第7号事件	金属製品製造工場騒音振動被害防止請求事件	30.11.19
兵庫県 平成30年(調)第3号事件	神戸市須磨区西須磨地域都市計画道路須磨多聞線自動車公害防止対策等請求事件	30.12.25
広島県 平成30年(調)第3号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	30.11.9

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>栃木県 平成29年(調) 第1号事件</p> <p>[自動車板金塗装悪臭・騒音被害防止請求事件]</p>	<p>栃木県 住民7人</p>	<p>自動車板金 塗装会社</p>	<p>平成29年8月25日受付</p> <p>被申請人が行う板金塗装に伴い発生する臭気及び騒音は、日常生活上耐え難く、申請人の中には、身体に不調を生じている者もいる。よって、被申請人は、塗装作業を辞め他の場所に早急に移転すること、また移転後は同地で板金塗装を行わないこと。</p>	<p>平成30年10月19日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>埼玉県 平成30年(調) 第2号事件</p> <p>[金属精錬工場からの大気汚染・騒音被害防止請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民1人</p>	<p>金属精錬会 社</p>	<p>平成30年9月12日受付</p> <p>申請人は、所有の市指定天然記念物の樹木が煙害により年々枯れ落ち、対応に追われてきた。樹木医探し、市との交渉、複数回に渡る貴重な樹木のクローン作成依頼、費用負担他、金属精錬会社のため、長期間、労力、時間、金員を費やす。現在、樹木は枯死の危機に瀕している。費用に窮し、クラウドファンディングも行った。金属精錬会社は重油を燃料とし、亜硫酸ガスを排出している。亜硫酸ガスは低濃度でも植物に被害を与えると知られており、喘息患者等には、健常者の100分の1でも危険であるという。亜硫酸ガスの無害化技術は、50年前に確立されている。金属精錬会社隣の田のできは著しく悪く、被申請人が亜硫酸ガス被害を予見することは20年以上前に可能だった。被申請人は、環境対策を怠ったまま拡張してきた。申請人は長年、貴重な文化財の衰え、思い出ある樹木の枯死、騒音、硫酸銅などの重金属の粉のずさんな管理により精神的苦痛や健康不安、費用負担他、通常的生活ができないほど影響を受けている。申請人家族は、被申請人が騒音対策をとらないため、道路建設</p>	<p>平成30年12月20日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>により天然記念物の残る旧宅続きの申請人所有地への移転を断念した。維持管理の負担も倍増している。よって、(1)被申請人は、亜硫酸ガスを排出してはならない。</p> <p>(2)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう対策を講じなければならない。</p> <p>(3)被申請人は、工場の現在の敷地内で積み下ろし及びその他の作業を行うこと。</p> <p>(4)被申請人は、廃棄物に準じて資材の保管を行うこと。</p> <p>(5)被申請人は、HPから環境に配慮している旨のキャッチフレーズを削除し、新聞各紙に謝罪広告を載せること。</p> <p>(6)被申請人は、払い下げられた廃道敷、水路敷を市に返還すること。</p> <p>(7)被申請人は、農用地除外申出を取り下げること。</p> <p>(8)被申請人は、作業時間を午前9時から午後5時までとすること。</p> <p>(9)被申請人は、申請人に申請人が費やした経費、今後の樹木の樹勢回復費用及び慰謝料として400万円を支払うこと。優美な樹形を失った樹木の損害他は、申請人父の遺産分割後別途請求する。</p> <p>(10)申請人母が署名したという書面について明らかにすること。</p> <p>(11)亜硫酸ガスの無害化措置をとり、農用地除外申出を取り下げるまで作業を停止し、上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を工業団地に移転すること。</p>	

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 平成30年(調) 第1号事件 [マンション給水設備からの騒音低減及び損害賠償請求事件]	東京都 住民1人	マンション 所有会社	平成30年3月15日受付 申請人は、被申請人所有マンションの給水タンクから発生する騒音の為に、頭痛、睡眠不足等が発生し、日常生活への支障及び健康被害を受けている。よって、被申請人は、(1)被申請人所有の集合住宅給水設備からの騒音に対し、効果のある対策を実行し、騒音を低減すること、(2)被申請人所有の集合住宅管理委託業者からの要求により、申請人が実施した騒音測定にかかる費用を支払うこと、(3)申請人の通院治療費を支払うこと、(4)申請人が通院開始した平成29年1月7日から、給水設備の騒音低減が確認できるまで、1日あたり5,000円の慰謝料を支払うこと。	平成30年10月15日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成30年(調) 第3号事件 [事業場からの騒音防止措置及び損害賠償請求事件]	東京都 住民1人	建築土木会社	平成30年11月9日受付 申請人は、被申請人の事業場から発生する騒音(トラックの発車停車、荷物の積込積下)により、睡眠障害が誘発され、平穏な生活が脅かされている。よって、被申請人は、(1)損害賠償として金40万円を支払うこと、(2)被申請人の負担により、申請人宅に二重サッシを設置すること。	平成30年12月6日 調停取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>神奈川県 平成30年(調) 第3号事件</p> <p>[駐車場からの騒音・振動等被害防止請求事件]</p>	<p>神奈川県住民4人</p>	<p>運送会社A社／神奈川県住民2人(B、C)</p>	<p>平成30年7月6日受付</p> <p>本件事業所の稼働によって発生している公害は、いずれも受忍限度を著しく超えており、本件被害地周辺で長年育まれてきた平穏で良好な生活環境を大きく破壊していることなど。よって、①被申請人B及びC又A社は、神奈川県規制基準を超過するような騒音及び振動を発生させないこと。②被申請人B及びC又A社は、騒音、振動、粉塵、排気ガス、光、熱等による被害を申請人らに及ぼすことを防止する措置をとること。③被申請人B及びCは、本件事業所の土地所有者として、被申請人B及びC又A社の土地使用が周辺環境に悪影響を及ぼすことを防止する措置をとること。</p>	<p>平成30年11月5日調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>長野県 平成29年(調) 第2号事件</p> <p>[稲乾燥機騒音粉じん防止請求事件]</p>	長野県住民 1人	長野県住民 1人	<p>平成29年12月21日受付</p> <p>被申請人は、平成14年から長期間にわたり、業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を9月から11月中旬までの昼夜に行い、当該機械から発生する騒音と粉じんにより、申請人は健康や生活環境上の被害を受けている。よって、被申請人は、(1)申請人に対して家の騒音対策に係る損害賠償として1,948,296円を支払うこと、(2)申請人に対して長年の精神的、体調不良、ある種の恐怖への慰謝料として200万円を支払うこと、(3)以下①から③のいずれかの措置を講ずること。なお、講じる措置の優先度は番号の順とする。①業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を中止すること、②業務用大型機械を用いた稲の乾燥作業を行う作業場を移転すること、③堅牢な防音及び防塵のための装置を設置すること、(4)調停成立後は、被申請人は申請人が選出した弁護士に管理権限を委任して、被申請人が講ずべき措置について、被申請人の代理人である弁護士に管理させること。これら管理に係る費用は被申請人が負担すること、(5)稲の乾燥作業場の所有者や責任者が代わる場合には、被申請人は調停内容の責任を確実に引き継ぐこと。</p>	<p>平成30年12月28日 調停成立</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>静岡県 平成29年(調) 第2号事件</p> <p>[冷却塔からの騒音被害防止請求事件]</p>	静岡県住民 1人	金属加工会社	<p>平成29年8月23日受付</p> <p>被申請人は、製造業を営む会社であり、所有する工場に冷却塔を設置しており、申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、騒音の原因となっている冷却塔について、騒音防止対策を講じること。</p>	<p>平成30年12月12日 調停取下げ</p> <p>申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
兵庫県 平成29年(調) 第1号事件 [火力発電所増設公 害防止対策等請求 事件]	兵庫県内に 居住、通 勤、通学し ている者 255人	鉄鋼製造会 社A社/電 力卸供給会 社B社/電 力会社C社	平成29年12月14日受付 新設発電所の操業により、 大気汚染、水質汚濁等によ り健康被害等を受けるおそ れがある。よって、被申請人 A社は、①新設発電所を設 置してはならない、②新設 発電所に係る環境影響評価 法に基づく環境影響評価手 続を、少なくとも、同法に基 づく準備書手続からやり直 すこと。被申請人A社及び B社は、①既設発電所から の大気汚染物質の排出、温 排水の排出、取水口におけ る塩素系薬剤の利用に伴う 環境負荷を、直ちに最大限 低減させること、②既設発 電所からの排水の温度や温 排水の拡散状況に関するデ ータを開示すること。被申 請人C社は、①新設発電所 で発電される電力を購入す ることを内容とするAとの 間の電力供給契約を解除す ること、②本件発電所から D変電所に送電される電気 のための新設高圧送電線を 建設してはならない、③既 設発電所からD変電所に送 電される電気のための既設 の高圧送電線について、そ の周辺居住者・通行者への 電磁波の影響を低減するた めの対策をとること。	平成30年11月7日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の 調停期日の開催等手続 を進めたが、合意が成 立する見込みがないと 判断し、調停を打ち切 り、本件は終結した。
兵庫県 平成30年(調) 第1号事件 (平成29年(調) 第1号事件への参 加)	兵庫県内に 居住、通 勤、通学し ている者 221人	平成29年 (調)第1 号事件と同 じ	平成29年(調)第1号事件 と同じ	平成29年(調)第1号 事件と同じ
兵庫県 平成30年(調) 第2号事件 (平成29年(調) 第1号事件への参 加)	兵庫県内に 居住、通 勤、通学し ている者5 人	平成29年 (調)第1 号事件と同 じ	平成29年(調)第1号事件 と同じ	平成29年(調)第1号 事件と同じ

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>香川県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[タクシー事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	香川県住民 2人	タクシー会社A社	<p>平成30年2月19日受付</p> <p>被申請人は、タクシー業を営む株式会社で、24時間稼働しており、夜間において、話し声、クラクション、洗車、マット清掃の機械、車内の掃除、自動販売機使用、エンジン音に係る騒音を発生させており、申請人は、被申請人が発生させた騒音により、不眠症を発症し、心療内科に通院している。また、発病により仕事に支障をきたし、肉体的、精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対し、損害賠償として金100万円を支払うこと、②申請人宅に二重窓を設置すること、③事業所内の屋根のない駐車スペースを車庫にすること、④事業所内のコンクリート地面を音の出にくい仕様にする</p>	<p>平成30年11月5日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>愛媛県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[風力発電施設からの騒音被害防止請求事件]</p>	愛媛県住民 40人	風力発電会社A社	<p>平成30年2月20日受付</p> <p>申請人らの住居は、もともと静かな地域であったが、本件発電施設が稼働するようになってから、騒音のため睡眠が妨げられるようになり、頭痛、めまい、ふらつき、記憶力や集中力の低下等の健康被害が生じており、今後、夜間の稼働が継続されれば、より重度の障害を発症する可能性が高い。よって、被申請人は、被申請人が稼働している風力発電施設について、毎日午後7時から翌日の朝7時までの間、稼働してはならない。</p>	<p>平成30年11月8日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>熊本県 平成29年(調) 第3号事件</p> <p>[養豚場からの水質汚濁等被害防止請求事件]</p>	熊本県住民 1人	熊本県住民 2人	<p>平成29年11月27日受付</p> <p>被申請人が経営する養豚業の排水(し尿)で、生活飲料水である井戸水が汚染されている。よって、被申請人らは、井戸を2本ボーリングすること。</p>	<p>平成30年11月26日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>熊本県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件]</p>	熊本県住民 1人	熊本県住民 1人	<p>平成30年2月1日受付</p> <p>毎年12月～2月の夜間・深夜に稼働する、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により、睡眠不足となり仕事も支障をきたしている。よって、被申請人は、①ボイラーの設置場所を申請人宅より離れた場所に移動させること、②騒音を発生させないように防音壁設置等の対策を行うこと。</p>	<p>平成30年11月16日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として平成30年10月1日から平成30年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども

公害紛争処理の対象となります。

紛争を解決するには、まずは相談を。



公害紛争処理制度に関する相談窓口

こうちょうい

公調委 公害相談ダイヤル



03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00

(祝日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX : 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※ 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

第96号 平成31年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先：総務課広報担当

TEL : 03-3581-9601 (内線 2315, 2347)

FAX : 03-3581-9488

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



詳しくはこちらへ →

公害等調整委員会

検索